日 調 連 発 第 6 号
令 和 6 年 4 月 4 日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

相続人申告登記に係る法務省民事局長通達について（参考送付）

この度、法務省民事局民事第二課から、本年 3 月 29 日付け日調連発第 406 号をもって参考送付しました「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（相続人申告登記関係）（通達）」（令和 6 年 3 月 15 日付け法務省民二第 535 号）に関連し、下記の通達が発せられたとの情報提供がありましたので、参考のため送付します。

記

○　令和 6 年 3 月 22 日付け法務省民二第 551 号
　民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（所有権の登記の登記事項の追加関係）（通達）

○　令和 6 年 3 月 22 日付け法務省民二第 552 号
　不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（ローマ字氏名併記関係）（通達）

○　令和 6 年 3 月 27 日付け法務省民二第 553 号
　不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（旧氏併記関係）（通達）

法務省民二第５５１号
令和６年３月２２日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

民法等の一部を改正する法律の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（所有権の登記の登記事項の追加関係）（通達）

民法等の一部を改正する法律（令和３年法律第２４号。以下「改正法」という。）の施行に伴う不動産登記事務の取扱い（所有権の登記の登記事項の追加関係。令和６年４月１日施行）については、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「不登法」とあるのは不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）を、「新不登法」とあるのは改正法による改正後の不登法を、「不登令」とあるのは不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）を、「新不登令」とあるのは不動産登記令等の一部を改正する政令（令和５年政令第２９７号。以下「改正政令」という。）による改正後の不登令を、「不登規則」とあるのは不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）を、「新不登規則」とあるのは不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第７号。以下「改正省令」という。）による改正後の不登規則を、「旧不登規則」とあるのは改正省令による改正前の不登規則を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達）をいいます。

記

第１部　本通達の趣旨

本通達は、所有者不明土地の増加等の社会経済情勢の変化に鑑み、所有者

不明土地の発生を予防するとともに、土地の適正な利用及び相続による権利の承継の一層の円滑化を図るための民事基本法制の見直しを内容とする改正法の施行に伴い、不動産登記事務の取扱い（所有権の登記の登記事項の追加関係）において留意すべき事項を明らかにしたものである。

第２部　所有権の登記の登記事項の追加に関する事務の取扱い

第１　所有権の登記名義人が法人であるときの登記の申請関係

１　所有権の登記の登記事項に追加された事項

(1) 所有権の登記名義人が法人であるときの所有権の登記の登記事項は、不登法第５９条各号に掲げるもののほか、次のアからウまでに掲げる所有権の登記名義人の区分に応じ、当該アからウまでに定める事項とするとされた（新不登法第７３条の２第１項第１号、新不登規則第１５６条の２）。

ア　会社法人等番号を有する法人　当該法人の会社法人等番号

イ　会社法人等番号を有しない法人であって、外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の法令に準拠して設立されたもの　当該外国の名称（以下「設立準拠法国」という。）

ウ　前記ア又はイのいずれにも該当しない法人　当該法人の設立の根拠法の名称（以下「設立根拠法」という。）

(2) 所有権の登記名義人が国、地方公共団体又は相続財産法人であるときは、法人識別事項の登記を要しないものとする。

２　法人識別事項を申請情報の内容としなければならない場合

(1) 次のア又はイに掲げる登記を申請する場合において、当該ア又はイに定める者が法人であるときは、当該法人の前記１(1)アからウまでに定める事項（以下「法人識別事項」という。）を不登法第１８条の申請情報の内容としなければならないとされた（新不登令第３条第１１号ト(1)、別表の１３の項申請情報欄ホ(1)、２３の項申請情報欄ロ、２５の項申請情報欄ロ(1)）。

ア　所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記、合体による登記等（不登法第４９条第１項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）　所有

権の登記名義人となる者

イ　所有権の登記名義人の名称又は住所についての変更の登記又は更正の登記（法人識別事項が既に登記されているときを除く。）　所有権の登記名義人

(2) 前記(1)ア又はイに掲げる登記を申請する場合に申請情報の内容とする法人識別事項は、次の振り合いによるものとする。

ア　会社法人等番号を申請情報の内容とする場合

「会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６」

イ　設立準拠法国を申請情報の内容とする場合

「設立準拠法国　何国」

ウ　設立根拠法を申請情報の内容とする場合

「設立根拠法　何法」

３　法人識別事項を申請情報の内容とする登記の添付情報

(1) 前記１(1)イ又はウに定める事項（設立準拠法国又は設立根拠法）を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、当該事項を証する情報をその申請情報と併せて提供しなければならないとされた（新不登規則第１５６条の３）。

(2) 前記１(1)イに定める事項（設立準拠法国）を証する情報には、外国に住所を有する外国人又は法人が所有権の登記名義人となる登記の申請をする場合の住所証明情報の取扱いについて（令和５年１２月１５日付け法務省民二第１５９６号当職通達）第２の１(1)の設立準拠法国政府の作成に係る住所を証明する書面又は同(2)の設立準拠法国政府の作成に係る書面等の写し等（以下「政府作成書面等」という。）が該当する。

なお、政府作成書面等において、当該法人の設立準拠法国が明記されていない場合であっても、当該法人の住所がある外国と政府作成書面等を作成した外国が一致する場合であって、当該外国の名称を前記１(1)イの申請情報の内容としたときの当該政府作成書面等は、同イに定める事項（設立準拠法国）を証する情報に該当するものとして差し支えない。

おって、住所がある外国が政府作成書面等を作成した外国と異なる場合であって、設立準拠法国が明記された政府作成書面等を提供する

ことができない場合、同通達第２の１(2)の公証人の作成に係る設立準拠法国を証明する書面等の提供が必要になる。

ただし、当該書面等については、所有権の登記名義人となる者又は所有権の登記名義人（以下「所有権の登記名義人となる者等」という。）が申請人とならない登記の申請の申請人においては提供することが困難な場合があると考えられる。このため、当該申請人から設立準拠法国が不詳である旨を内容とする申請情報及び設立準拠法国を証する情報を提供することができない理由等を明らかにする情報が提供され、登記官がその内容を相当と認めるときは、「設立準拠法国　不詳」の振り合いにより記録して差し支えないものとする。

(3) 前記１(1)ウに定める事項（設立根拠法）を証する情報には、当該法人の名称、住所及び設立根拠法を明らかにする公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）が該当する。ただし、作成主体、様式、証明事項の内容などから設立根拠法が明らかになる公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）については、当該法人の設立根拠法が明記されていないものであっても、同ウに定める事項（設立根拠法）を証する情報に該当するものとして差し支えない。

また、登記官において、申請情報の内容である法人の名称によりその設立根拠法を特定することができる場合には、当該申請情報を同ウに定める事項（設立根拠法）を証する情報に該当するものとして差し支えない。

(4) 前記１(1)アに定める事項（会社法人等番号）を申請情報の内容とする登記の申請がされた場合の取扱いについては、不動産登記令等の一部を改正する政令等の施行に伴う不動産登記事務等の取扱いについて（平成２７年１０月２３日付け法務省民二第５１２号当職通達。以下「平成２７年通達」という。）２(1)ア(ｲ)の例によるものとする。

(5) 他の共有者の持分の取得に係る登記の添付情報

法人識別事項が既に登記されている所有権の登記名義人における他の共有者の持分の取得に係る所有権の移転の登記を申請する場合において、当該法人識別事項を申請情報の内容としたときは、前記１(1)

イ又はウに定める事項（設立準拠法国又は設立根拠法）を証する情報の提供を省略することができるものとする。この場合においては、不登規則第３４条第１項第６号の添付情報の表示として「法人識別事項を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

４　法人識別事項の変更の登記又は更正の登記

(1) 法人識別事項に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人が単独で申請することができるとされた（新不登規則第１５６条の４）。

(2) 前記(1)の申請をする場合は、所有権の変更の登記又は更正の登記の申請によることとなり、この場合に申請情報の内容としなければならない情報は、新不登令第３条第１号から第１２号までに掲げるもののほか、変更後又は更正後の法人識別事項となる（新不登令別表の２５の項申請情報欄イ）。

(3) 前記(1)の申請をする場合にその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない情報は、新不登令第７条第１項第１号から第５号までに掲げるもののほか、登記原因を証する情報となる（新不登令別表の２５の項添付情報欄イ）。

(4) なお、例えば、法人が所有権の登記名義人となった後の法律の改正によりその設立根拠法に変更が生じたとしても、当該法人が登記義務者となる登記の申請の前に当該変更の登記がされていないことについては、当該申請の却下事由には当たらない。

５　法人識別事項に関する登記の記録例

法人識別事項に関する登記の記録（後記第６の２の登記の記録を除く。）は、別紙１の振り合いによるものとする。

第２　所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときの登記の申請関係

１　所有権の登記の登記事項に追加された事項

所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときの所有権の登記の登記事項は、不登法第５９条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とするとされた（新不登法第７３条の２第１項第２号、新不登規則第１５６条の５）。

(1) 所有権の登記名義人の国内における連絡先となる者（以下「国内連絡先となる者」という。）があるときは、次に掲げる事項

ア　国内連絡先となる者（一人に限る。）の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地及び名称

イ　国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号

(2) 国内連絡先となる者がないときは、その旨

２　国内連絡先事項を申請情報の内容としなければならない場合

(1) 次のア又はイに掲げる場合には、当該ア又はイに定める者の前記１(1)又は(2)に掲げる事項（以下「国内連絡先事項」という。）を不登法第１８条の申請情報の内容としなければならないとされた（新不登令第３条第１１号ト(2)、別表の１３の項申請情報欄ホ(2)、２３の項申請情報欄ハ、２５の項申請情報欄ロ(2)）。

ア　所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記、合体による登記等（不登法第４９条第１項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）を申請する場合において、所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないとき　所有権の登記名義人となる者

イ　所有権の登記名義人の住所についての変更の登記又は更正の登記（国内連絡先事項が既に登記されているときを除く。）を申請する場合において、変更後又は更正後の所有権の登記名義人の住所が国内にないとき　所有権の登記名義人

(2) 前記(1)ア又はイに掲げる場合に申請情報の内容とする国内連絡先事項は、次の振り合いによるものとする。

ア　自然人の氏名及び住所を申請情報の内容とする場合

「国内連絡先　何市何町何番地【住所】
甲某【氏名】　　」

イ　自然人の氏名並びに事務所の所在地及び名称を申請情報の内容とする場合

「国内連絡先　何市何町何番地【所在地】（何事務所）【名称】
甲某【氏名】　　」

ウ　法人の名称、営業所の所在地及び名称並びに会社法人等番号を申請情報の内容とする場合

「国内連絡先　何市何町何番地【所在地】（何営業所）【名称】
甲株式会社【法人の名称】
会社法人等番号　（略）　」

エ　国内連絡先となる者がない旨を申請情報の内容とする場合

「国内連絡先　なし」

(3) 前記１(1)イに掲げる事項（会社法人等番号）を申請情報の内容とする登記の申請がされた場合の取扱いについては、平成２７年通達２(1)ア(ｲ)の例によるものとする。

３　国内連絡先事項を申請情報の内容とする登記の添付情報

(1) 国内連絡先事項を証する情報等を添付情報とすべき場合

国内連絡先事項を申請情報の内容とする登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて提供しなければならないとされた（新不登規則第１５６条の６第１項)。

ア　国内連絡先となる者があるときは、次に掲げる情報

(ｱ)　前記１(1)アに掲げる事項（国内連絡先となる者の氏名等）を証する情報

(ｲ)　国内連絡先となる者の承諾を証する当該国内連絡先となる者が作成した情報

イ　国内連絡先となる者がないときは、前記１(2)に掲げる事項（国内連絡先となる者がない旨）を証する情報

(2) 国内連絡先となる者があるときの国内連絡先事項を証する情報

ア　書面を提出する方法により前記(1)ア(ｱ)の情報（国内連絡先となる者の氏名等を証する情報）を提供する場合の当該情報には、次のようなものが該当する。

(ｱ) 国内連絡先となる者の氏名若しくは名称及び住所が記載された①不登令第１９条第２項に規定する印鑑に関する証明書又はこれに準ずる後記(3)アの印鑑に関する証明書、②住民票の写し、③戸籍の附票の写し、④法人の登記事項証明書等の公的書面等（以下「公的書面等」という。）

(ｲ) ①国内連絡先となる者の氏名若しくは名称並びに営業所、事務

所その他これらに準ずるものの所在地及び名称（以下「営業所等」という。）が記録されたホームページの内容を書面に出力したもの、②その他の営業所等を不特定多数の者に示すことを目的とした電磁的記録の内容を書面に出力したもの、③営業所等が記載された書籍の写し、④その他の営業所等を不特定多数の者に示すことを目的とした書面の写し又は⑤公的書面等の写しであって、国内連絡先となる者の営業所等であることに相違ない旨の記載及び国内連絡先となる者の署名又は記名押印がされたもの

イ　電子情報処理組織を使用する方法により前記(1)ア(ｱ)の情報（国内連絡先となる者の氏名等を証する情報）を提供する場合には、当該情報の作成者による不登規則第４２条の電子署名及び当該電子署名に係る不登規則第４３条第２項の電子証明書が必要となる（不登令第１２条第２項、第１４条、不登規則第４２条、第４３条第２項）。

この場合の前記(1)ア(ｱ)の情報（国内連絡先となる者の氏名等を証する情報）には、公的書面等に記載された情報又は営業所等を不特定多数の者に示すことを目的とした電磁的記録に記録された情報若しくは書面に記載された情報及び国内連絡先となる者の営業所等であることに相違ない旨の情報が記録されたものであって、国内連絡先となる者の電子署名がされたものが該当する。

ウ　国内連絡先となる自然人の住所を申請情報の内容として電子申請をする場合において、前記(1)ア(ｲ)の情報（国内連絡先となる者の承諾を証する情報）に不登規則第４２条の電子署名を行い、当該者の規則第４３条第１項第１号に掲げる電子証明書を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、前記(1)ア(ｱ)に掲げる情報（国内連絡先となる者の氏名等を証する情報）の提供に代えることができるものとする。

エ　国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であって、当該法人についての次に掲げる情報及び会社法人等番号を申請情報の内容としたときは、当該会社法人等番号の提供をもって、前記(1)ア(ｱ)に掲げる情報（国内連絡先となる者の氏名等を証する情報）の提供に代えることができるものとする。

(ｱ) 国内に住所を有する法人の住所を国内連絡先とする場合　法人

の名称及び住所

(ｲ) 国内に住所を有する法人の支店を国内連絡先とする場合　法人の名称、支店の所在地及び当該所在地が支店に係るものである旨

(ｳ) 外国に住所を有する法人の日本における営業所を国内連絡先とする場合　法人の名称、日本における営業所の所在地及び当該所在地が日本における営業所に係るものである旨

なお、申請情報の内容とする前記(ｲ)の支店の所在地及び当該所在地が支店に係るものである旨は「何市何町何番地【支店の所在地】（支店）」の振り合いに、前記(ｳ)の日本における営業所の所在地及び当該所在地が日本における営業所に係るものである旨は「何市何町何番地【日本における営業所の所在地】(日本における営業所)」の振り合いによるものとし、当該申請情報における「支店」又は「日本における営業所」を、国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの名称として取り扱うものとする。

オ　所有権の登記名義人となる者等が外国に住所を有する法人である場合において、当該法人の日本における代表者の氏名及び住所を国内連絡先として申請情報の内容としたときは、当該法人の会社法人等番号の提供をもって、前記(1)ア(ｱ)に掲げる情報（国内連絡先となる者の氏名等を証する情報）の提供に代えることができるものとする。この場合においては、不登規則第３４条第１項第６号の添付情報の表示として「国内連絡先事項を証する情報（省略)」の例により、その旨を明らかにするものとする。

(3) 国内連絡先となる者の承諾を証する情報

ア　前記(1)ア(ｲ)に掲げる情報（国内連絡先となる者の承諾を証する情報）を記載した書面には、原則としてその作成者が記名押印しなければならないが、承諾を証する情報を記載した書面の作成者が署名した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合には当該記名押印を要しない（不登令第１９条第１項、不登規則第５０条第１項)。

当該作成者が記名押印した書面には、原則として不登令第１９条第２項に規定する印鑑に関する証明書を添付しなければならないが、当該証明書に代えてこれに準ずる印鑑に関する証明書を添付す

ることができるとされた（新不登規則第１５６条の６第２項）。当該証明書としては、弁護士会又は司法書士会の作成に係る印鑑に関する証明書等が想定される。

なお、当該証明書等に記載された国内連絡先となる者の職務上の氏名については、申請情報の内容である前記１(1)ア（国内連絡先となる者の氏名等）及び前記(1)ア(ｱ)（国内連絡先となる者の氏名等を証する情報）の情報の内容と合致するときは、当該職務上の氏名を国内連絡先となる者の氏名とみなして差し支えない。

イ　電子情報処理組織を使用する方法により前記(1)ア(ｲ)に掲げる情報（国内連絡先となる者の承諾を証する情報）を提供する場合、国内連絡先となる者による不登規則第４２条の電子署名及び当該電子署名に係る不登規則第４３条第２項の電子証明書が必要となる（不登令第１２条第２項、第１４条、不登規則第４２条、第４３条第２項）。

なお、当該電子証明書に記録された国内連絡先となる者の職務上の氏名については、申請情報の内容である前記１(1)ア（国内連絡先となる者の氏名等）及び前記(1)ア(ｱ)の情報（国内連絡先となる者の氏名等を証する情報）の内容と合致するときは、当該職務上の氏名を国内連絡先となる者の氏名とみなして差し支えない。

ウ　国内連絡先となる者の営業所等を申請情報の内容とする場合には、当該営業所等を前記(1)ア(ｲ)の情報（国内連絡先となる者の承諾を証する情報）の内容とすることを要しない。

エ　所有権の登記名義人となる者等の氏名若しくは名称並びに国内の営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地及び名称又は所有権の登記名義人となる者等が外国に住所を有する法人である場合における当該法人の日本における代表者の氏名及び住所を国内連絡先事項とするときは、前記(1)ア(ｲ)に掲げる情報（国内連絡先となる者の承諾を証する情報）の提供を省略することができるものとする。この場合においては、不登規則第３４条第１項第６号の添付情報の表示として「国内連絡先となる者の承諾を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

(4) 国内連絡先となる者がないときの国内連絡先事項を証する情報

ア　書面を提出する方法により前記(1)イの情報（国内連絡先となる者がない旨を証する情報）を提供する場合、当該情報には、「国内連絡先となる者がない」旨の前記２(1)ア又はイに定める者（所有権の登記名義人となる者等）の署名又は記名押印がされた上申書が該当する。なお、当該上申書には、印鑑証明書を添付することを要しない。

イ　電子情報処理組織を使用する方法により前記(1)イの情報（国内連絡先となる者がない旨を証する情報）を提供する場合、当該情報には、「国内連絡先となる者がない」旨を上申する内容が記録された電磁的記録が該当する。この場合、当該電磁的記録には、所有権の登記名義人となる者等による不登規則第４２条の電子署名及び当該電子署名に係る不登規則第４３条第２項の電子証明書が必要となる（不登令第１２条第２項、第１４条、不登規則第４２条、第４３条第２項）。

ウ　所有権の登記名義人となる者等が申請人とならない登記の申請において、前記１(2)に掲げる情報（国内連絡先となる者がない旨）を申請情報の内容としたときは、前記(1)イに掲げる情報（国内連絡先となる者がない旨を証する情報）の提供を省略することができるものとする。この場合においては、不登規則第３４条第１項第６号の添付情報の表示として「国内連絡先事項を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

(5) 他の共有者の持分の取得に係る登記の添付情報

国内連絡先事項が既に登記されている所有権の登記名義人における他の共有者の持分の取得に係る所有権の移転の登記を申請する場合において、当該国内連絡先事項を申請情報の内容としたときは、前記(1)ア又はイに掲げる情報の提供を省略することができるものとする。この場合においては、不登規則第３４条第１項第６号の添付情報の表示として「国内連絡先事項を証する情報（省略）」、「国内連絡先となる者の承諾を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

４　国内連絡先事項の変更の登記又は更正の登記

(1) 国内連絡先事項に関する変更の登記又は更正の登記は、所有権の登

記名義人が単独で申請することができるとされた（新不登規則第１５６条の７第１項）。

(2) 前記(1)の登記としては次のようなものがあり、前記２(1)ア又はイに掲げる場合（所有権の移転の登記等を申請する場合）の登記を含まない。

ア　国内連絡先となる者が登記されている場合

(ｱ) 国内連絡先となる者に変更又は更正はないが、国内連絡先事項である当該者の住所等のみを変更又は更正する登記

(ｲ) 国内連絡先となる者を新たな者に変更又は更正する登記

(ｳ) 国内連絡先となる者がない旨に変更又は更正する登記

イ　国内連絡先となる者がない旨が登記されている場合

新たに国内連絡先となる者を記録するため、国内連絡先事項を変更又は更正する登記

ウ　国内連絡先事項が登記されていない場合

(ｱ) 新たに国内連絡先となる者を記録するため、国内連絡先事項を変更する登記

(ｲ) 国内連絡先となる者がない旨を記録するため、国内連絡先事項を変更する登記

(3) 前記(1)の登記の申請をする場合に申請情報の内容としなければならない情報は、新不登令第３条第１号から第１２号までに掲げるもののほか、変更後又は更正後の国内連絡先事項となる（新不登令別表の２５の項申請情報欄イ）。なお、「変更後又は更正後の国内連絡先事項」とは、変更又は更正のない事項を含む全ての国内連絡先事項を指す。

この場合に申請情報の内容とする登記原因及びその日付は、次の振り合いによるものとする。

ア　前記(2)ア又はイの変更の登記の申請の場合

「年月日【登記の申請の年月日】国内連絡先変更」

イ　前記(2)ウの登記の申請の場合

「年月日【登記の申請の年月日】国内連絡先設定」

ウ　国内連絡先事項に関する更正の登記の申請の場合

「錯誤」

(4) 前記(1)の登記を申請する場合には、その申請情報と併せて変更後又は更正後の国内連絡先事項についての前記３(1)ア又はイに掲げる情報（国内連絡先事項を証する情報等）を提供しなければならないとされた（新不登規則第１５６条の７第２項前段)。この場合においては、当該国内連絡先事項についての前記３(1)ア(ｲ)に掲げる情報（国内連絡先となる者の承諾を証する情報）を記載した書面には、原則としてその作成者が記名押印しなければならないが、承諾を証する情報を記載した書面の作成者が署名した当該書面について公証人又はこれに準ずる者の認証を受けた場合には当該記名押印を要しない（不登令第１９条第１項、不登規則第５０条第１項)。

当該作成者が記名押印した書面には、原則として不登令第１９条第２項に規定する印鑑に関する証明書を添付しなければならないが、当該証明書に代えてこれに準ずる印鑑に関する証明書を添付することができるとされた（新不登規則第１５６条の７第２項後段において準用する新不登規則第１５６条の６第２項)。

前記(1)の登記を申請する場合において提供しなければならない前記３(1)ア又はイに掲げる情報（国内連絡先事項を証する情報等）に関するその他の留意点は、前記３(2)から(4)までと同様である。

(5) 前記１(1)に掲げる事項（国内における連絡先となる者があるときの国内連絡先事項）についての変更の登記又は更正の登記を申請する場合には、前記(4)にかかわらず、前記３(1)ア(ｲ)に掲げる情報（国内連絡先となる者の承諾を証する情報）を提供することを要しないとされた（新不登規則第１５６条の７第３項)。

この「前記１(1)に掲げる事項（国内連絡先となる者があるときの国内連絡先事項）についての変更の登記又は更正の登記」には、前記(2)ア(ｱ)に掲げる変更の登記又は更正の登記が含まれ、同ア(ｲ)並びに(ｳ)、イ及びウの登記は含まれない。

(6) 前記(1)の登記を申請する場合には、新不登令別表の２５の項添付情報欄イの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しないとされた（新不登規則第１５６条の７第４項)。

(7) 前記１(1)に掲げる事項（国内連絡先となる者があるときの国内連絡先事項）についての変更の登記又は更正の登記は、国内連絡先とな

る者として登記されている者も単独で申請することができるとされた（新不登規則第１５６条の８第１項）。

この「前記１(1)に掲げる事項（国内連絡先となる者があるときの国内連絡先事項）についての変更の登記又は更正の登記」は、前記(2)ア(ｱ)に掲げる変更の登記又は更正の登記を指しており、同ア(ｲ)並びに(ｳ)、イ及びウの登記は対象ではない。

(8) 前記(7)により登記を申請する場合には、所有権の登記名義人の承諾を証する当該所有権の登記名義人が作成した情報をもその申請情報と併せて提供しなければならないとされた（新不登規則第１５６条の８第２項）。

(9) 不登令第１２条第２項の規定は電子申請において提供する前記(8)の承諾を証する情報について、不登令第１９条の規定は前記(8)の承諾を証する情報を記載した書面については、適用しないとされた（新不登規則第１５６条の８第３項）。

5　国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所の変更の登記又は更正の登記

登記官は、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所についての変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の住所が国内にあるときは、当該国内連絡先事項を抹消する記号を記録しなければならないとされた（新不登規則第１５６条の９）。

6　国内連絡先事項に関する登記の記録例

国内連絡先事項に関する登記の記録は、別紙２の振り合いによるものとする。

第３　所有権の登記の登記事項の追加に伴うその他の登記に係る記録方法等

1　合筆の登記における権利部の記録方法

登記官は、不登規則第１０６条第１項の場合において、合筆前の甲土地及び乙土地が所有権の登記がある土地であるとき（甲土地又は乙土地に法人識別事項又は国内連絡先事項（以下「法人識別事項等」という。）の登記があるときに限る。）は、乙土地の登記記録の甲区に、旧不登規則第１０７条第１項により記録しなければならないとされていた事項に加え、当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第１０７条第１項第３号）。

この場合において、甲土地及び乙土地に同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた登記に係る法人識別事項等を記録するものとする。

２　合体による登記等

(1) 登記官は、不登規則第１２０条第１項前段の場合において、表題登記をしたとき（合体前の建物に法人識別事項等の登記があるときに限る。）は、当該合体後の建物の登記記録の甲区に、旧不登規則第１２０条第２項により記録しなければならないとされていた事項に加え、当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第１２０条第２項第３号)。

この場合において、合体前の建物に同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた登記に係る法人識別事項等を記録するものとする。

(2) 登記官は、不登法第４９条第１項後段の規定により併せて所有権の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく所有権の登記をするときは、旧不登規則第１２０条第３項により記録しなければならないとされていた事項に加え、法人識別事項及び国内連絡先事項を記録しなければならないとされた（新不登規則第１２０条第３項)。

なお、この場合に記録する法人識別事項及び国内連絡先事項は、前記第１の２(1)ア及び第２の２(1)アにより申請情報として提供されることとなる。

３　敷地権の登記の抹消

登記官は、不登規則第１２４条第１項前段の場合には、同項の土地の登記記録の権利部の相当区に、旧不登規則第１２４条第２項により記録しなければならないとされていた事項に加え、敷地権であった所有権の登記名義人の法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第１２４条第２項)。

この場合において、同一の所有権の登記名義人についての異なる法人識別事項等の登記があるときは、最後にされた法人識別事項等を記録するものとする。

４　建物の分割の登記における権利部の記録方法

登記官は、分割前の建物について現に効力を有する所有権の登記がさ

れた後当該分割に係る附属建物の新築による当該分割前の建物の表題部の登記事項に関する変更の登記がされていたときは、不登規則第１２８条第１項において準用する不登規則第１０２条の規定により当該所有権の登記を転写することに代えて、乙建物の登記記録の甲区に、旧不登規則第１２８条第２項の規定により記録しなければならないとされていた事項に加え、甲建物に法人識別事項等の登記があるときは当該法人識別事項等を記録しなければならないとされた（新不登規則第１２８条第２項第３号）。

５　表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記

登記官は、所有権の登記がない不動産について嘱託による所有権の処分の制限の登記をするときは、登記記録の甲区に、旧不登規則第１５７条第３項により記録しなければならないとされていた事項に加え、法人識別事項及び国内連絡先事項を記録しなければならないとされた（新不登規則第１５７条第３項）。

なお、この場合に記録する法人識別事項及び国内連絡先事項は、前記第１の２(1)ア又は第２の２(1)アにより申請情報として提供されることとなる。

６　換地に係る登記

登記官は、土地改良登記令（昭和２６年政令第１４６号）第１３条第１項又は土地区画整理登記令（昭和３０年政令第２２１号）第１１条第１項による登記をする場合において、従前の土地の登記記録に法人識別事項等の登記があるときは、換地の登記記録に前記１の例により当該法人識別事項等を記録するものとする。

第４　所有権の登記の登記事項の追加に伴う登記事項の証明等の方法

１　所有者証明書の記載事項

所有者証明書の記載事項は、旧不登規則第１９６条第１項第４号に掲げられていた事項に加え、登記記録に記録されている現在の所有権の登記名義人の法人識別事項とするとされた（新不登規則第１９６条第１項第４号）。

２　登記事項要約書の記載事項

登記事項要約書は、旧不登規則第１９８条第１項により記載するものとされていた事項に加え、所有権の登記名義人の法人識別事項を記載し

て作成するものとするとされた（新不登規則第１９８条第１項）。

第５　関係法令の改正等

前記第１から第４までに係る不登法、不登令及び不登規則の改正に伴い、改正政令又は改正省令において、関係法令についての所要の整備がされた（建設機械登記令（昭和２９年政令第３０５号）第１６条第１項、船舶登記令（平成１７年政令第１１号）第３５条第１項及び第２項、農業用動産抵当登記令（平成１７年政令第２５号）第１８条、道路交通事業抵当登記規則（昭和２７年法務省令第１５号）第２条第１項、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律施行規則（平成１２年法務省令第２８号）第１条第２項第２号、工場抵当登記規則（平成１７年法務省令第２３号）第１条、第１８条第１項及び第３３条第２項、立木登記規則（平成１７年法務省令第２６号）第７条第１項第１号、第１３条第１項及び第２５条第３項、船舶登記規則（平成１７年法務省令第２７号）第４９条の表第１９６条第１項第４号及び第１９８条第１項の項並びに農業用動産抵当登記規則（平成１７年法務省令第２９号）第４０条の表第１９６条第１項第４号及び第１９８条第１項の項）。

第６　経過措置

１　新不登法の適用対象

新不登法第７３条の２の規定は、改正法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和６年４月１日）以後に登記の申請がされる所有権の登記の登記事項について適用するとされた（改正法附則第５条第４項）。

したがって、令和６年４月１日より前にされた登記の申請については、前記第１の２（法人識別事項を申請情報の内容としなければならない場合）及び第２の２（国内連絡先事項を申請情報の内容としなければならない場合）は適用されない。

２　令和６年４月１日において現に法人が所有権の登記名義人として記録されている不動産の法人識別事項に関する変更の登記

(1) 改正法で規定された経過措置

登記官は、改正法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日（令和６年４月１日）において現に法人が所有権の登記名義人として記録されている不動産について、法務省令で定めるところにより、職権で、新不登法第７３条の２第１項第１号に規定する登記事項に関する変更

の登記をすることができるとされた（改正法附則第５条第５項）。

(2) 法人識別事項の申出をすることができる者

ア　前記(1)の不動産の所有権の登記名義人は、登記官に対し、その法人識別事項を登記記録に記録するよう申し出ることができるとされた。ただし、当該所有権の登記名義人の法人識別事項が既に登記されているときは、この限りでないとされた（改正省令附則第２条第１項）。

イ　前記アただし書により、法人識別事項が既に登記されているときは前記アによる申出（以下「法人識別事項の申出」という。）をすることができないことから、登記されている法人識別事項の変更の登記又は更正の登記をするためには、前記第１の４(1)の変更の登記又は更正の登記の申請をする必要がある。なお、登記の錯誤又は遺漏が登記官の過誤によるものであるときは、後記(20)のとおり、不登法第６７条に基づく登記の更正の対象となる。

(3) 法人識別事項申出情報

ア　法人識別事項の申出において明らかにすべき事項

(ｱ) 法人識別事項の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（改正省令附則第２条第２項）。

ａ　申出人の名称及び住所

ｂ　申出人の代表者の氏名

ｃ　代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

ｄ　申出の目的

ｅ　所有権の登記名義人の法人識別事項

ｆ　申出に係る不動産の不動産所在事項

(ｲ) 前記(ｱ)ｄの申出の目的は、「何番所有権変更」の振り合いによるものとする。

イ　不動産番号の取扱い

前記ア(ｱ)ｆにかかわらず、不動産番号を法人識別事項申出情報（前記ア(ｱ)に掲げる事項に係る情報をいう。以下同じ。）の内容としたときは、同ｆに掲げる事項を法人識別事項申出情報の内容とすることを要しないとされた（改正省令附則第２条第３項）。

ウ　法人識別事項申出情報の内容とするものとする事項

法人識別事項の申出においては、前記ア(ｱ) a から f までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項をするものとするとされた（改正省令附則第２条第４項)。

(ｱ) 申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

(ｲ) 法人識別事項申出添付情報（後記(6)ア(ｱ)から(ｳ)までに掲げる情報をいう。以下同じ。）の表示

(ｳ) 申出の年月日

(ｴ) 登記所の表示

(4) 法人識別事項の申出の方法

法人識別事項の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、法人識別事項申出情報を登記所に提供してしなければならないとされた（改正省令附則第２条第５項)。

ア　電子情報処理組織を使用する方法

イ　法人識別事項申出書（法人識別事項申出情報を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出する方法

(5) 法人識別事項申出情報の作成及び提供

法人識別事項申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならないとされた。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての法人識別事項の申出が同一の所有権の登記名義人に係るものであるときは、この限りでないとされた（改正省令附則第２条第６項)。

(6) 法人識別事項申出添付情報

ア　法人識別事項の申出をする場合には、次に掲げる情報をその法人識別事項申出情報と併せて登記所に提供しなければならないとされた（改正省令附則第２条第７項)。

(ｱ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

(ｲ) 申出人が会社法人等番号を有する法人以外の法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する情報

(ｳ) 前記(3)ア(ｱ) e に掲げる事項（所有権の登記名義人の法人識別事項）を証する情報（会社法人等番号（所有権の登記名義人に係

るものであることを登記官が確認することができるものに限る。）を法人識別事項申出情報の内容としたときを除く。）

イ　法人である代理人によって法人識別事項の申出をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができるとされた（改正省令附則第２条第８項において準用する不登規則第３７条の２）。この場合の取扱いについては、平成２７年通達２(2)の例によるものとする。

なお、後記(7)イのとおり、法人識別事項電子申出（前記(4)アの方法による法人識別事項の申出をいう。以下同じ。）において送信する前記ア(ｱ)の情報については、他の法人識別事項申出添付情報と異なり、作成者の電子署名を要しない。

法人識別事項書面申出（前記(4)イの方法による法人識別事項の申出をいう。以下同じ。）における代理人の権限を証する情報については、作成者の押印又は署名を要しない。

ウ　前記ア(ｳ)の情報のうち、所有権の登記名義人の会社法人等番号を証する情報には、法人識別事項申出情報の内容である会社法人等番号により識別される法人が所有権の登記名義人と同一人であることを証する当該法人の登記事項証明書（履歴事項証明書、閉鎖事項証明書）が該当し、具体的には、当該所有権の登記がされた日（当該登記の後に当該所有権の登記名義人の名称又は住所についての変更の登記がされた場合にあっては当該登記がされた日）において当該会社法人等番号により識別される法人の商業登記簿に記録されていた名称及び住所が不動産登記簿に記録されている当該所有権の登記名義人の名称及び住所と合致することを確認することができるものである必要がある。ただし、後記(14)なお書きの調査により登記官がこれを確認することができる会社法人等番号を法人識別事項申出情報の内容としたときは、前記ア(ｳ)の情報の提供を要しない。

エ　前記ア(ｳ)の情報のうち、所有権の登記名義人の設立準拠法国を証する情報としては、例えば、前記第１の３(2)の政府作成書面等に加え、当該政府作成書面等に記載された法人についての当該所有権の登記がされた日（当該登記の後に当該所有権の登記名義人の名

称又は住所についての変更の登記がされた場合にあっては当該登記がされた日）における名称及び住所を証する設立準拠法国政府の作成に係る情報であって、当該名称及び住所が不動産登記簿に記録されている当該所有権の登記名義人の名称及び住所と合致するものが想定される。

オ　前記ア(ｳ)の情報のうち、所有権の登記名義人の設立根拠法を証する情報としては、例えば、前記第１の３(3)の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）に加え、当該情報における法人についての当該所有権の登記がされた日（当該登記の後に当該所有権の登記名義人の名称又は住所についての変更の登記がされた場合にあっては当該登記がされた日）における名称及び住所を証する公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）であって、当該名称及び住所が不動産登記簿に記録されている当該所有権の登記名義人の名称及び住所と合致するものが想定される。

(7) 法人識別事項電子申出の方法

ア　法人識別事項電子申出における法人識別事項申出情報及び法人識別事項申出添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならないとされた。ただし、法人識別事項申出添付情報の送信に代えて、登記所に法人識別事項申出添付書面（法人識別事項申出添付情報を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出することを妨げないとされた（改正省令附則第２条第９項において準用する新不登規則第１５８条の８第１項）。

イ　前記ア本文により送信する法人識別事項申出添付情報（前記(6)ア(ｱ)に掲げる情報（代理人の権限を証する情報）を除く。）は、作成者による不登規則第４２条の電子署名が行われているものでなければならないとされた（改正省令附則第２条第１０項において準用する不登令第１２条第２項及び改正省令附則第２条第１１項において準用する不登規則第４２条）。

なお、前記ア本文により送信する法人識別事項申出情報については、電子署名を要しない。

ウ　前記イの電子署名が行われている法人識別事項申出添付情報を送信するときは、不登規則第４３条第２項の電子証明書を併せて送信しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１０項において準用する不登令第１４条及び改正省令附則第２条第１１項において準用する不登規則第４３条第２項）。

(8) 法人識別事項電子申出において法人識別事項申出添付書面を提出する場合についての特例等

ア　前記(7)アただし書（いわゆる別送方式）により法人識別事項申出添付書面を提出するときは、法人識別事項申出添付書面を登記所に提出する旨及び各法人識別事項申出添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも法人識別事項申出情報の内容とするものとするとされた（改正省令附則第２条第９項において準用する新不登規則第１５８条の９第１項）。

イ　前記アの場合には、当該法人識別事項申出添付書面は、法人識別事項の申出の受付の日から二日以内に提出するものとするとされた（改正省令附則第２条第９項において準用する新不登規則第１５８条の９第２項）。

ウ　前記アの場合には、申出人は、当該法人識別事項申出添付書面を提出するに際し、新不登規則別記第４号の２様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならないとされた（改正省令附則第２条第９項において準用する新不登規則第１５８条の９第３項）。

(ｱ) 受付番号その他の当該法人識別事項申出添付書面を法人識別事項申出添付情報とする申出の特定に必要な事項

(ｲ) 前記(7)アただし書（いわゆる別送方式）により提出する法人識別事項申出添付書面の表示

(9) 法人識別事項書面申出の方法

ア　法人識別事項書面申出をするときは、法人識別事項申出書に法人識別事項申出添付書面を添付して提出しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する新不登規則第１５８条の１０第１項）。

なお、法人識別事項申出書に押印することを要しない。

イ　法人識別事項申出書に記載する文字は、字画を明確にしなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する新不登規則第１５８条の１０第２項において準用する不登規則第４５条第１項）。

ウ　法人識別事項申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならないとされた。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する新不登規則第１５８条の１０第３項）。

エ　申出人又はその代理人は、法人識別事項申出書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する新不登規則第１５８条の１０第４項）。

(10) 法人識別事項申出書等の送付方法

ア　法人識別事項の申出をしようとする者が法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとするとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する新不登規則第１５８条の１１第１項）。

イ　前記アの場合には、法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面を入れた封筒の表面に法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面が在中する旨を明記するものとするとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する新不登規則第１５８条の１１第２項）。

(11) 受領証の交付の請求

ア　法人識別事項書面申出をした申出人は、申出に係る登記が完了するまでの間、法人識別事項申出書及びその法人識別事項申出添付書面の受領証の交付を請求することができるとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５４条第１項）。

イ　前記アにより受領証の交付を請求する申出人は、法人識別事項申出書の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５４条第２項）。

ウ　登記官は、前記アによる請求があった場合には、前記イにより提出された書面に法人識別事項の申出の受付の年月日及び受付番号並びに職氏名を記載し、職印を押印して受領証を作成した上、当該受領証を交付しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５４条第３項）。

(12) 法人識別事項申出添付書面の原本の還付請求

ア　法人識別事項申出添付書面を提出した申出人は、法人識別事項申出添付書面の原本の還付を請求することができるとされた。ただし、当該申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する新不登規則第５５条第１項）。

イ　前記ア本文により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５５条第２項）。

ウ　登記官は、前記ア本文による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならないとされた。この場合には、前記イの謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、前記イの謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５５条第３項）。

なお、当該原本還付の旨の記載は、準則第３０条の例によるものとする。

エ　前記ウにより登記官印を押印した前記イの謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとするとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５５条第４項）。

オ　前記ウにかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な法人識別事項の申出のために用いられた疑いがある書面について

は、これを還付することができないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５５条第５項）。

カ　前記ウによる原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができるとされた。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５５条第６項）。

キ　前記カの場合における書面の送付は、前記カの住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとするとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５５条第７項）。

ク　前記キの送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５５条第８項）。

ケ　前記クの指定は、告示してしなければならないとされた（改正省令附則第２条第１２項において準用する不登規則第５５条第９項）。

(13) 法人識別事項の申出の受付等

ア　登記官は、前記(4)（法人識別事項の申出の方法）により法人識別事項申出情報が登記所に提供されたときは、当該法人識別事項申出情報に係る法人識別事項の申出の受付をしなければならないとされた（改正省令附則第２条第１３項において準用する新不登規則第１５８条の１４第１項）。

イ　前記アによる受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならないとされた（改正省令附則第２条第１３項において準用する新不登規則第１５８条の１４第２項）。

なお、当該受付帳は、不登規則第１８条の２第１項の登記の申請について調製する受付帳を指す。

ウ　登記官は、法人識別事項の申出の受付をしたときは、当該法人識別事項の申出に受付番号を付さなければならないとされた（改正省令附則第２条第１３項において準用する新不登規則第１５８条の１

４第３項)。

エ　登記官は、法人識別事項書面申出の受付にあっては、前記イにより受付をする際、法人識別事項申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１３項において準用する新不登規則第１５８条の１４第４項)。

オ　前記アからエまでのほか、法人識別事項の申出の受付及び法人識別事項申出書等の処理に関する取扱いについては、準則第３１条及び第３２条の例によるものとする。

(14) 調査

登記官は、法人識別事項申出情報が提供されたときは、遅滞なく、法人識別事項の申出に関する全ての事項を調査しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１３項において準用する不登規則第５７条)。

なお、会社法人等番号を法人識別事項申出情報の内容とする法人識別事項の申出がされた場合の取扱いについては、平成２７年通達２(1)ア(ｲ)の例によるものとする。

(15) 法人識別事項の申出の却下

ア　登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、法人識別事項の申出を却下しなければならないとされた。ただし、当該法人識別事項の申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでないとされた（改正省令附則第２条第１４項)。

(ｱ) 申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

(ｲ) 申出に係る登記が既に登記されているとき。

(ｳ) 申出の権限を有しない者の申出によるとき。

(ｴ) 法人識別事項申出情報又はその提供の方法が改正省令附則第２条により定められた方式に適合しないとき。

(ｵ) 法人識別事項申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

(ｶ) 法人識別事項申出情報の内容が法人識別事項申出添付情報の内容と合致しないとき。

(ｷ) 法人識別事項申出添付情報が提供されないとき。

イ　法人識別事項申出情報の内容である前記(3)ア(ｱ) a （申出人の名称及び住所）が登記記録と合致しないことは却下事由とはされていないため、所有権の登記名義人の名称又は住所の変更の登記が未了であっても、他に却下事由がない限り、申出を受理して差し支えない。

ウ　登記官は、前記アただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該法人識別事項の申出を却下することができないとされた（改正省令附則第２条第１５項において準用する新不登規則第１５８条の１６第２項)。

エ　登記官は、法人識別事項の申出を却下するときは、決定書を作成して、これを申出人に交付するものとするとされた。ただし、代理人によって法人識別事項の申出がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りるとされた（改正省令附則第２条第１５項において読み替えて準用する不登規則第３８条第１項)。

オ　前記エの交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができるとされた（改正省令附則第２条第１５項において準用する不登規則第３８条第２項)。

カ　登記官は、法人識別事項申出添付書面が提出された場合において、法人識別事項の申出を却下したときは、法人識別事項申出添付書面を還付するものとするとされた。ただし、偽造された書面その他の不正な法人識別事項の申出のために用いられた疑いがある書面については、この限りでないとされた（改正省令附則第２条第１５項において読み替えて準用する不登規則第３８条第３項)。

キ　前記アからカまでのほか、法人識別事項の申出の却下に関する取扱いについては、準則第２８条の例によるものとする。

(16) 法人識別事項の申出の補正期限の連絡等

法人識別事項の申出の補正期限の連絡等に関する取扱いについては、準則第３６条の例によるものとする。

(17) 法人識別事項の申出の取下げ

ア　法人識別事項の申出の取下げは、次の(ｱ)及び(ｲ)に掲げる法人識別事項の申出の区分に応じ、当該(ｱ)及び(ｲ)に定める方法によって

しなければならないとされた（改正省令附則第２条第１６項において準用する不登規則第３９条第１項）。

(ｱ) 法人識別事項電子申出　法務大臣の定めるところにより電子情報処理組織を使用して法人識別事項の申出を取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法

(ｲ) 法人識別事項書面申出　法人識別事項の申出を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法

イ　法人識別事項の申出の取下げは、登記完了後は、することができないとされた（改正省令附則第２条第１６項において準用する不登規則第３９条第２項）。

ウ　登記官は、法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面が提出された場合において、法人識別事項の申出の取下げがされたときは、法人識別事項申出書又は法人識別事項申出添付書面を還付するものとするとされた（改正省令附則第２条第１７項前段）。ただし、偽造された書面その他の不正な法人識別事項の申出のために用いられた疑いがある書面については、この限りでないとされた（改正省令附則第２条第１７項後段において準用する不登規則第３８条第３項ただし書）。

エ　前記アからウまでのほか、法人識別事項の申出の取下げに関する取扱いについては、準則第２９条の例によるものとする。

(18) 職権による法人識別事項に関する変更の登記

ア　登記官は、法人識別事項の申出があったときは、職権で、法人識別事項に関する変更の登記をすることができるとされた（改正省令附則第２条第１８項）。

イ　前記アの登記の登記事項は、次のとおりとするとされた（改正省令附則第２条第１９項）。

(ｱ) 登記の目的

(ｲ) 申出の受付の年月日及び受付番号

(ｳ) 登記原因及びその日付

(ｴ) 所有権の登記名義人の法人識別事項

ウ　前記イ(ｳ)の登記原因は「申出」とし、登記原因の日付は法人識別事項の申出の受付の年月日とする。

エ　登記官は、同一の不動産に関し法人識別事項の申出が二以上あったときは、これらに係る法人識別事項の申出を受付番号の順序に従ってするものとする。同一の不動産に関し権利に関する登記の申請及び法人識別事項の申出があったときも同様とする。

オ　職権による法人識別事項に関する変更の登記の記録は、別紙３の振り合いによるものとする。

(19) 職権による法人識別事項に関する変更の登記の完了通知

ア　登記官は、前記(18)アによる登記（職権による法人識別事項に関する変更の登記）を完了したときは、申出人に対し、職権による登記が完了した旨を通知しなければならないとされた（改正省令附則第２条第２０項において準用する新不登規則第１５８条の１８第１項前段）。

イ　前記アの通知は、当該登記に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（改正省令附則第２条第２０項において準用する新不登規則第１５８条の１８第２項）。

(ｱ) 申出の受付の年月日及び受付番号

(ｲ) 不動産所在事項

(ｳ) 登記の目的

ウ　前記アの通知は、次の(ｱ)及び(ｲ)に掲げる法人識別事項の申出の区分に応じ、当該(ｱ)及び(ｲ)に定める方法によるとされた（改正省令附則第２条第２０項において準用する新不登規則第１５８条の１８第３項）。

(ｱ) 法人識別事項電子申出　法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による登記が完了した旨及び前記イ(ｱ)から(ｳ)までに掲げる事項をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(ｲ) 法人識別事項書面申出　通知事項を記載した書面を交付する方法

なお、前記アの通知は、別記様式又はこれに準ずる様式により行うものとする。

エ　送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所を法人識別事項申出情報の内容としなければならないとされた（改正省令附則第２条第２０項において準用する新不登規則第１５８条の１８第４項）。

オ　送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合における書面の送付は、前記エの住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとするとされた（改正省令附則第２条第２０項において準用する新不登規則第１５８条の１８第５項において準用する不登規則第５５条第７項）。

カ　前記オの送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（改正省令附則第２条第２０項において準用する新不登規則第１５８条の１８第５項において準用する不登規則第５５条第８項）。

キ　前記カの指定は、告示してしなければならないとされた（改正省令附則第２条第２０項において準用する新不登規則第１５８条の１８第５項において準用する不登規則第５５条第９項）。

ク　登記官は、次に掲げる場合には、前記アにかかわらず、申出人に対し、職権による登記が完了した旨の通知をすることを要しないとされた（改正省令附則第２条第２０項において準用する新不登規則第１５８条の１８第６項）。

(ｱ) 前記ウ(ｱ)の方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から３０日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。

(ｲ) 前記ウ(ｲ)の方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。

なお、前記(ｲ)の場合には、通知事項を記載した書面は適宜廃棄

して差し支えない。送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合において、当該書面が返戻されたときも、同様とする。

(20) 職権による法人識別事項に関する変更の登記の更正

登記官が前記(18)アによる登記（職権による法人識別事項に関する変更の登記）に錯誤又は遺漏があることを発見したときは、不登法第６７条が適用される。

(21) 職権による法人識別事項に関する変更の登記の抹消

ア　登記官は、前記(18)アによる登記（職権による法人識別事項に関する変更の登記）を完了した後に当該登記が前記(15)ア(ｱ)又は(ｲ)に該当することを発見したときは、当該登記に係る法人識別事項の申出の申出人に対し、一月以内の期間を定め、当該申出人がその期間内に書面で異議を述べないときは、当該登記を抹消する旨を通知しなければならないとされた。ただし、通知を受けるべき者の住所又は居所が知れないときは、この限りでないとされた（改正省令附則第２条第２１項）。

イ　前記ア本文の通知は、次の事項を明らかにしてしなければならないとされた（改正省令附則第２条第２２項において準用する新不登規則第１５８条の３０第２項）。

(ｱ) 抹消する登記に係る次に掲げる事項

ａ　不動産所在事項及び不動産番号

ｂ　登記の目的

ｃ　申出の受付の年月日及び受付番号

ｄ　登記原因及びその日付

ｅ　申出人の名称及び住所

(ｲ) 抹消する理由

ウ　登記官は、前記アの異議を述べた者がある場合において、当該異議に理由がないと認めるときは決定で当該異議を却下し、当該異議に理由があると認めるときは決定でその旨を宣言し、かつ、当該異議を述べた者に通知しなければならないとされた（改正省令附則第２条第２２項において準用する新不登規則第１５８条の３０第３項）。

エ　登記官は、前記アの異議を述べた者がないとき、又は前記ウによ

り当該異議を却下したときは、職権で、前記アの登記を抹消しなければならないとされた。この場合において、登記官は、登記記録に登記の抹消をする事由を記録しなければならないとされた（改正省令附則第２条第２２項において準用する新不登規則第１５８条の３０第４項）。

オ　新不登規則第１５８条の１４第１項､第２項及び第４項の規定（相続人申出等の受付）は、前記エにより前記(18)アの登記（職権による法人識別事項に関する変更の登記）の抹消をしようとする場合について準用することとされた（改正省令附則第２条第２３項）。

カ　前記アからオまでのほか、職権による法人識別事項に関する変更の登記の抹消に関する取扱いについては、準則第１０７条、第１０９条及び第１１０条の例によるものとする。

(22) 法人識別事項申出情報等の保存

法人識別事項申出情報及びその法人識別事項申出添付情報その他の法人識別事項の申出に関する登記簿の附属書類については、権利に関する登記の申請情報及びその添付情報その他の登記簿の附属書類と同様に保存するものとする。

なお、申請書類つづり込み帳には、権利に関する登記の申請と法人識別事項の申出とを区別せず、受付番号の順序に従ってこれらの書類をつづり込むものとする。

(23) 法人識別事項電子申出に関する経過措置

法人識別事項電子申出に関する規定は、不登規則附則第３条第１項の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。）に係る申出については、適用しないとされた（改正省令附則第３条）。

(24) その他

前記(1)から(23)までのほか、法人識別事項の申出に関する事務の取扱いについては、その性質上適当でないものを除き、権利に関する登記の申請に関する事務の取扱いの例によるものとする。

別紙１

法人識別事項に関する登記（職権による法人識別事項に関する変更の登記を除く。）の記録例

１　所有権の保存の登記

(1) 法人識別事項が会社法人等番号の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

(2) 法人識別事項が設立準拠法国の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 設立準拠法国　何国何州 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某

(3) 法人識別事項が設立根拠法の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　組　合 設立根拠法　何法

２　所有権の移転の登記

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６ 何市何町何番地 ２分の１ 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５７

(3) 他の共有者の持分を取得した場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６ 何市何町何番地 ２分の１ 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５７
3	甲株式会社持分一部移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分４分の１ 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５７

(4) 共有者の法人識別事項が同一の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 何国何州何通り 持分２分の１ 甲　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 設立準拠法国　A国 何国何州何通り ２分の１ 乙　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 設立準拠法国　A国 共有者甲コーポレーションの国内連絡先　何市何町何番地 甲　某 共有者乙コーポレーションの国内連絡先　何市何町何番地 乙　某

（注）　共有者の法人識別事項が同一の場合でも、それぞれ別に記録する。

3　所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	余　白	所有者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６ 令和何年何月何日順位２番の差押登記をするため登記
2	差押	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日何地方裁判所（支部）強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

4　合体による登記等（不登法第４９条第１項後段の申請があるとき）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	合体による所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分３分の２ 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６ 何市何町何番地 ３分の１ 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５７ 令和何年何月何日登記 乙株式会社持分につき令和何年何月何日受付第何号

5　所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるとき）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６
付記１号	１番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６ 何市何町何番地 ２分の１ 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５７

6　所有権の登記名義人の名称又は住所についての変更の登記

(1) 法人識別事項が登記されていない場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社
付記１号	１番登記名義人住所、名称変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日商号変更 令和何年何月何日本店移転 商号本店法人識別事項　何市何町何番地 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

(2) 法人識別事項が既に登記されている場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６
付記１号	１番登記名義人住所、名称変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日商号変更 令和何年何月何日本店移転 商号本店　何市何町何番地 乙　株　式　会　社

（注）　主登記（順位１番）の所有権の登記名義人の法人識別事項が既に登記されている場合、当該登記名義人の名称又は住所についての変更に係る付記登記（順位１番付記１号）について、法人識別事項は記録しない。

7　法人識別事項の変更の登記

(1) 法人識別事項が設立準拠法国の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 設立準拠法国　Ａ国 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日設立準拠法国変更 法人識別事項　設立準拠法国　Ｂ国

（注）　変更前の法人識別事項（法人識別事項の種別を含む。）を抹消する記号（下線）を記録する。

(2) 法人識別事項が設立根拠法の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　組　合 設立根拠法　Ａ法
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日設立根拠法変更 法人識別事項　設立根拠法　Ｂ法

（注）　変更前の法人識別事項（法人識別事項の種別を含む。）を抹消する記号（下線）を記録する。

8　法人識別事項の更正の登記

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 設立準拠法国　何国 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某
付記１号	１番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 法人識別事項　設立準拠法国　何国何州

（注）　更正前の法人識別事項（法人識別事項の種別を含む。）を抹消する記号（下線）を記録する。

別紙２

国内連絡先事項に関する登記の記録例

１　所有権の保存の登記

(1) 自然人の氏名及び住所を国内連絡先事項とする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某

(2) 自然人の氏名及び営業所等を国内連絡先事項とする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地（乙某司法書士事務所） 乙　某

(3) 国内連絡先となる者かつ所有権の登記名義人である自然人の氏名及び営業所等を国内連絡先事項とする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地（甲商店） 甲　某

(4) 法人の名称、住所（本店）及び会社法人等番号を国内連絡先事項とする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

(5) 法人の名称、営業所等（登記されていない店舗等）及び会社法人等番号を国内連絡先事項とする場合（具体的な営業所の名称を国内連絡先事項とする場合）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地（Ａ営業所） 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

(6) 法人の名称、営業所等（支店）及び会社法人等番号を国内連絡先事項とする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地（支店） 乙　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

(7) 国内連絡先となる者かつ所有権の登記名義人である外国法人の名称及び営業所等（日本における営業所）を国内連絡先事項とする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 会社法人等番号　０１００－０３－１２３４５６ 国内連絡先　何市何町何番地（日本における営業所） 甲　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 会社法人等番号　０１００－０３－１２３４５６

(8) 国内連絡先となる者がない旨を国内連絡先事項とする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　なし

2　所有権の移転の登記

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某

(2) 共有の場合（国内連絡先事項が異なる場合）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 何国何州何通り 持分２分の１ 甲　某 何国何州何通り ２分の１ 乙　某 共有者甲某の国内連絡先　何市何町何番地 丙　某 共有者乙某の国内連絡先　何市何町何番地 丁　某

(3) 他の共有者の持分を取得した場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 　何国何州何通り 　持分２分の１ 　甲　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 　設立準拠法国　何国何州 　何国何州何通り 　２分の１ 　乙　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 　設立準拠法国　何国何州 共有者甲コーポレーションの国内連絡先　何市何町何番地 　丙　某 共有者乙コーポレーションの国内連絡先　何市何町何番地 　丁　某
3	甲コーポレーション持分一部移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何国何州何通り 　持分４分の１ 　乙　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン 　設立準拠法国　何国何州 共有者乙コーポレーションの国内連絡先　何市何町何番地 　丁　某

(4) 共有者の国内連絡先事項が同一の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 　何国何州何通り 　持分２分の１ 　甲　某 　何国何州何通り 　２分の１ 　乙　某 共有者甲某及び乙某の国内連絡先　何市何町何番地 　丙　株　式　会　社 　会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

（注）１　共有者の国内連絡先事項が同一の場合、まとめて記録して差し支えない。
　　２　甲某又は乙某の国内連絡先を変更する登記をする場合、順位２番の「共有者甲某及び乙某の国内連絡先」中の「甲某」又は「乙某」を抹消する記号（下線）を記録する。

3　所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	余　白	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　なし 令和何年何月何日順位２番の差押登記をするため登記
2	差押	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日何地方裁判所（支部） 強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 何　某

4　合体による登記等（不登法第４９条第１項後段の申請があるとき）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	合体による所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分３分の２ 甲　某 何国何州何通り ３分の１ 乙　某 共有者乙某の国内連絡先　何市何町何番地 丙　某 令和何年何月何日登記 乙某持分につき令和何年何月何日受付第何号

5　所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるとき）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某
付記１号	１番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何国何州何通り 持分２分の１ 甲　某 何国何州何通り ２分の１ 丙　某 共有者甲某の国内連絡先　何市何町何番地 乙　某 共有者丙某の国内連絡先　何市何町何番地 丁　株　式　会　社 会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

6　所有権の登記名義人の住所についての変更の登記

(1) 国内連絡先事項が登記されていない場合（単有）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某
付記１号	１番登記名義人住所変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日住所移転 住所　何国何州何通り 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某

(2) 国内連絡先事項が登記されていない場合（共有）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	共有者 何国何州何通り 持分２分の１ 甲　某 何国何州何通り ２分の１ 乙　某
付記１号	１番登記名義人住所変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日住所移転 共有者甲某及び乙某の住所　何国何州何通り 共有者甲某及び乙某の国内連絡先　何市何町何番地 丙　某

（注）　甲某又は乙某の国内連絡先を変更する登記をする場合、順位１番付記１号の「共有者甲某及び乙某の国内連絡先」中の「甲某」又は「乙某」を抹消する記号（下線）を記録する。

(3) 国内連絡先事項が既に登記されている場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某
付記１号	１番登記名義人住所変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日住所移転 住所　何国何州何通り

（注）　主登記（順位１番）の所有権の登記名義人の国内連絡先事項が既に登記されている場合、当該登記名義人の名称又は住所についての変更に係る付記登記（順位１番付記１号）について、国内連絡先事項は記録しない。

7　国内連絡先事項の変更の登記

(1) 国内連絡先となる者が登記されている場合

ア　国内連絡先となる者に変更はないが、国内連絡先事項である当該者の住所等のみを変更する場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　A市何町何番地 乙　某
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日国内連絡先変更 国内連絡先　B市何町何番地 乙　某

（注）　変更前の国内連絡先事項全体を抹消する記号（下線）を記録する。

イ　国内連絡先となる者を新たな者に変更する場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　A市何町何番地 乙　某
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日国内連絡先変更 国内連絡先　B市何町何番地 丙　某

（注）　変更前の国内連絡先事項全体を抹消する記号（下線）を記録する。

ウ　国内連絡先となる者がない旨に変更する場合（単有）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日国内連絡先変更 国内連絡先　なし

（注）　変更前の国内連絡先事項全体を抹消する記号（下線）を記録する。

エ　国内連絡先となる者がない旨に変更する場合（共有）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 何国何州何通り 持分２分の１ 甲　某 何国何州何通り ２分の１ 乙　某 共有者甲某及び乙某の国内連絡先　何市何町何番地 丙　某
付記１号	２番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日国内連絡先変更 共有者甲某及び乙某の国内連絡先　なし

（注）　さらに甲某又は乙某の国内連絡先を変更する登記をする場合、順位２番付記１号の「甲某」又は「乙某」を抹消する記号（下線）を記録する。

(2) 国内連絡先となる者がない旨が登記されている場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　なし
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日国内連絡先変更 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某

(3) 国内連絡先事項が登記されていない場合

ア　新たに国内連絡先となる者を記録する場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日国内連絡先設定 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某

イ　国内連絡先となる者がない旨を記録する場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日国内連絡先設定 国内連絡先　なし

8　国内連絡先事項の更正の登記

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　Ａ市何町何番地 乙　某
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 国内連絡先　Ｂ市何町何番地 乙　某

（注）　更正前の国内連絡先事項全体を抹消する記号（下線）を記録する。

9　所有権の登記名義人の国内への住所移転に伴う国内連絡先事項の抹消

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　某 国内連絡先　何市何町何番地 乙　某
付記１号	１番登記名義人住所変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日住所移転 住所　何市何町何番地

（注）　変更前の住所及び国内連絡先事項全体を抹消する記号（下線）を記録する。

別紙３

職権による法人識別事項に関する変更の登記の記録例

１　法人識別事項が会社法人等番号の場合

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　株　式　会　社
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 法人識別事項　会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　株　式　会　社 何市何町何番地 ２分の１ 乙　株　式　会　社
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 共有者甲株式会社の法人識別事項　会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５６
付記２号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 共有者乙株式会社の法人識別事項　会社法人等番号　０１００－０１－１２３４５７

２　法人識別事項が設立準拠法国の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何国何州何通り 甲　コ　ー　ポ　レ　ー　シ　ョ　ン
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 法人識別事項　設立準拠法国　何国何州

３　法人識別事項が設立根拠法の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	平成何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　組　合
付記１号	１番所有権変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 法人識別事項　設立根拠法　何法

別記様式

申出に基づく職権登記完了通知

次の申出に基づく職権登記が完了したことを通知します。

申出受付年月日		
申出受付番号		
登記の目的		
不動産		

※「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です。

以上

年　　月　　日

法務局　　出張所

登記官

法務省民二第５５２号
令和６年３月２２日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（ローマ字氏名併記関係）（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第７号。以下「改正省令」という。）による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）の規定に基づく不動産登記事務の取扱い（ローマ字氏名併記関係。令和６年４月１日施行）については、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「令」とあるのは不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達）をいいます。

記

第１部　本通達の趣旨

本通達は、外国人（日本の国籍を有しない自然人をいう。以下同じ。）である所有権の登記名義人の氏名へのローマ字氏名併記に係る改正省令の施行に伴い、その取扱いにおいて留意すべき事項を明らかにしたものである。

第２部　ローマ字氏名併記に関する事務の取扱い

第１　通則

１　併記するローマ字氏名

(1) ローマ字氏名は、氏名の表音をローマ字で表示したものをいうとされた（規則第１５８条の３１第１項）。

このローマ字氏名は、外国人である所有権の登記名義人の氏名にのみ併記し、所有権の登記名義人以外の者の氏名には併記することはできない。また、外国法人である所有権の登記名義人の名称にその表音をローマ字で表示したものを併記することもできない。

なお、外国人である所有権の登記名義人の氏名が漢字表記されている場合であっても、ローマ字氏名を併記するものとする。

おって、併記されるローマ字氏名は、所有権の登記の登記事項ではなく、外国人である登記名義人の氏名を補足する事項である。

(2) 併記するローマ字氏名は、次の表示方法によるものとする。

ア　所有権の登記名義人の氏名の表音をローマ字で表示したものに限るものとし、ローマ字以外の文字又は記号による表示は認めない。

イ　ローマ字氏名は、原則として全て大文字で表示するものとする。

ウ　ローマ字氏名の氏と名の間にはスペースを付すこととし、「・(中点)」等の記号による区切りは認めない。また、ローマ字氏名は、登記記録に記録された氏と名の順に従って表示するものとする。

エ　母国語による所有権の登記名義人の氏名に「Ⅲ」、「Ⅳ」又は「Ⅸ」等のローマ数字が含まれる場合には、当該ローマ数字について「Ｉ」「Ｖ」又は「Ｘ」等のローマ字を組み合わせて表示することができる。

２　ローマ字氏名が併記される場合

所有権の登記名義人の氏名にローマ字氏名が併記されるのは、次の場合である。

(1) 外国人が新たに所有権の登記名義人となる登記等の申請に伴い、申請人が、ローマ字氏名の併記の申出をした場合（規則第１５８条の３１）。

(2) 外国人である所有権の登記名義人が、登記の申請を伴わずにローマ字氏名の併記の申出をした場合（規則第１５８条の３２）。

なお、以下では前記(1)の申出を「登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出」といい、前記(2)の申出を「ローマ字氏名併記の申出」又は「登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出」というものとする。

第２　登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出

１　申出をすべき場合

(1) 次に掲げる登記を申請する場合において、次のア及びイに定める者が外国人であるときは、当該登記の申請人は、登記官に対し、当該ア及びイに定める者のローマ字氏名を申請情報の内容として、当該ローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出るものとするとされた（規則第１５８条の３１第１項)。

ア　所有権の保存若しくは移転の登記、所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記、合体による登記等（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第４９条第１項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）　所有権の登記名義人となる者

イ　所有権の登記名義人の氏名についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人

(2) 前記(1)ア及びイに定める者以外の者が、代位により前記(1)に掲げる登記を申請する場合や、前記(1)に掲げる登記を嘱託する場合であっても、前記(1)ア及びイに定める者が外国人であるときは、登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出をする必要がある。

２　申出の方法

登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出は、所有権の登記名義人となる者又は所有権の登記名義人のローマ字氏名を登記申請の申請情報の内容とする方法により行うものとする。具体的には、申請情報である登記権利者の氏名に括弧を付してローマ字氏名を併記する方法によるものとする。

３　ローマ字氏名を証する情報

登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出をする場合には、前記１(1)ア及びイに定める者のローマ字氏名を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報。以下この３において「ローマ字氏名を証する情報」という。）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないとされた（規則第１５８条の３１第２項)。

(1) ローマ字氏名を証する情報の内容

ローマ字氏名を証する情報は、次のア及びイに掲げる区分に応じ、

当該ア及びイに定めるものとする。なお、前記１(1)ア及びイに定める者の住所を証する情報に次に定めるものが含まれている場合には、これをもってローマ字氏名を証する情報を兼ねることができ、その場合には添付情報の表示として「ローマ字氏名を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

ア　住民基本台帳に記録されている外国人の場合　当該外国人に係る住民票の写し（ローマ字氏名が記載されているものに限る。以下「外国人住民票」という。）。

イ　住民基本台帳に記録されていない外国人の場合　次の(ｱ)又は(ｲ)の区分に応じ、当該(ｱ)又は(ｲ)に定める書面

(ｱ) 旅券を所持しているとき　前記１(1)ア及びイに定める者のローマ字氏名が表記されたページが含まれている旅券の写しであって、次の①から③までを満たすもの。

①　登記申請の受付の日において有効な旅券の写しであること。

②　前記１(1)ア及びイに定める者のローマ字氏名並びに有効期間の記載及び写真の表示のあるページの写しが含まれていること。

③　当該旅券の写しに原本と相違がない旨の記載及び前記１(1)ア及びイに定める者の署名又は記名押印がされていること。

(ｲ) 旅券を所持していないとき　前記１(1)ア及びイに定める者のローマ字氏名、当該ローマ字氏名が当該者のものであることに相違ない旨及び旅券を所持していない旨が記載された当該者の作成に係る上申書であって、当該者の署名又は記名押印がされているもの。

なお、代位により前記(1)に掲げる登記を申請する場合その他の前記１(1)ア及びイに定める者以外の者が前記１(1)に掲げる登記を申請する場合において、前記１(1)ア及びイに定める者が住民基本台帳に記録されていない外国人であるためこのイに定める書面の提出が困難であるときは、例外的に登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出をしないこととして差し支えない。

ウ　登記所に提出する前記イに定める書面のうち、外国語で作成されたものについては、その訳文を添付しなければならない。

(2) 提供方法

ローマ字氏名を証する情報の提供方法は、併せてする登記申請の添付情報の提供方法の例によるものとする。なお、令附則第５条第１項の規定によりローマ字氏名を証する情報を記載した書面を提出する場合には、当該書面に記載された情報を記録した電磁的記録を提供することを要しない。

(3) 提供の省略

前記１(1)ア及びイに定める者が前記１(1)に掲げる登記の電子申請をするに際し登記申請に伴うローマ字併記の申出をする場合において、その者が規則第４３条第１項第１号に掲げる電子証明書（登記官が当該ローマ字氏名を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、ローマ字氏名を証する情報の提供に代えることができるとされた（規則第１５８条の３１第３項）。

(4) ローマ字氏名を証する情報を記載した書面の原本の還付

ローマ字氏名を証する情報を記載した書面の原本の還付については、規則第５５条の例によるものとする。

(5) 他の共有者の持分の取得に係る登記の添付情報

ローマ字氏名が既に登記されている所有権の登記名義人が他の共有者の持分を取得することに係る所有権の移転の登記を申請する場合において、当該ローマ字氏名を申請情報の内容としたときは、前記(1)ア又はイに掲げる情報の提供を省略することができるものとする。この場合においては、規則第３４条第１項第６号の添付情報の表示として「ローマ字氏名を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

４　登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出の却下等

(1) 登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出の却下

登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がされた場合において、登記申請に却下事由はないが、申出につき次に掲げる事由があるときは、別記第１号様式に基づき、決定書を作成して申出を却下した上で、登記記録に申出に係るローマ字氏名を記録することなく登記をするものとする。ただし、申出の不備が補正することができるものである場

合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでないものとする。

ア　前記１(1)において登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出をするものとされた場合に該当しないとき。

イ　申請情報の内容とするローマ氏名又はその提供の方法が令又は規則の規定により定められた方式に適合しないとき。

ウ　申請情報の内容とするローマ字氏名の内容がローマ字氏名を証する情報の内容と合致しないとき。

エ　ローマ字氏名を証する情報が提供されないとき。

申出を却下する場合の取扱いについては、規則第３８条の例によるものとする。

(2) 登記申請を却下する場合の取扱い

登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出がされた場合において、登記申請を却下すべきときは、当該登記申請の却下により当該申出も併せて却下されたことになる。なお、当該登記申請を却下する決定書に当該申出を却下する旨を記載する必要はなく、当該申出の却下に係る決定書を別に作成することも要しない。

５　登記記録への記録方法

登記官は、登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出があったときは、職権で、申出に係るローマ字氏名を登記記録に記録するものとするとされた（規則第１５８条の３１第４項）。

当該登記記録への記録は、別紙１の振り合いによるものとする。

第３　登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出

１　申出ができる場合

日本の国籍を有しない所有権の登記名義人は、登記官に対し、そのローマ字氏名を登記記録に記録するよう申し出ることができるとされた。ただし、当該ローマ字氏名が既に記録されているときは、この限りでないとされた（規則第１５８条の３２第１項）。

２　ローマ字氏名併記申出情報

(1) ローマ字氏名併記の申出において明らかにすべき事項

ア　ローマ字氏名併記の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（規則第１５８条の３２第２項）。

(ｱ) 申出人の氏名及び住所

(ｲ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

(ｳ) 申出の目的

(ｴ) 所有権の登記名義人の氏名

(ｵ) 所有権の登記名義人のローマ字氏名

(ｶ) 申出に係る不動産の不動産所在事項

イ　前記ア(ｳ)の申出の目的の記載方法は、「何番所有権登記名義人表示変更」の振り合いによるものとする。

また、前記ア(ｴ)及び（ｵ）の記載方法は、「変更後の事項　氏名【所有権の登記名義人の氏名】(【所有権の登記名義人のローマ字氏名】)」の振り合いにより、所有権の登記名義人の氏名にローマ字氏名を括弧書で併記する方法によるものとする。

(2) 不動産番号の取扱い

前記(1)ア(ｶ)にかかわらず、不動産番号をローマ字氏名併記申出情報（前記(1)アに掲げる事項に係る情報をいう。以下同じ。）の内容としたときは、同(ｶ)に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とすることを要しないとされた（規則第１５８条の３２第３項)。

(3) ローマ字氏名併記申出情報の内容とする事項

ローマ字氏名併記の申出においては、前記(1)ア(ｱ)から(ｶ)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項をローマ字氏名併記申出情報の内容とするものとするとされた（規則第１５８条の３２第４項)。

ア　申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

イ　ローマ字氏名併記申出添付情報（後記５(1)に掲げる情報をいう。以下同じ。）の表示

ウ　申出の年月日

エ　登記所の表示

３　ローマ字氏名併記の申出の方法

ローマ字氏名併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、ローマ字氏名併記申出情報を登記所に提供してしなければならないとされた（規則第１５８条の３２第５項)。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法（以下この方法によるローマ字氏

名併記の申出を「電子申出」という。）

(2) ローマ字氏名併記申出書（ローマ字氏名併記申出情報を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出する方法（以下この方法によるローマ字氏名併記の申出を「書面申出」という。）

4　ローマ字氏名併記申出情報の作成及び提供

ローマ字氏名併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならないとされた。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についてのローマ字氏名併記の申出が同一の所有権の登記名義人に係るものであるときは、この限りでないとされた（規則第１５８条の３２第６項）。

5　ローマ字氏名併記申出添付情報

(1) ローマ字氏名併記の申出をする場合には、次に掲げる情報（ローマ字氏名併記申出添付情報）をそのローマ字氏名併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第７項）。

ア　代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

イ　前記２(1)ア(ｵ)に掲げる事項（所有権の登記名義人のローマ字氏名）を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報。以下この５及び後記８において「ローマ字氏名を証する情報」という。）

(2) 電子申出における前記(1)アの情報（代理人の権限を証する情報）については、作成者の電子署名を要しない。

書面申出における同情報を記載した書面には、作成者の押印又は署名を要しない。

(3) ローマ字氏名を証する情報は、①前記第２の３(1)において登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に係るローマ字氏名を証する情報に該当するとされたものに加え、②申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する情報とする。

6　ローマ字氏名併記申出添付情報の提供省略

法人である代理人によってローマ字氏名併記の申出をする場合にお

いて、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができるとされた（規則第１５８条の３２第８項において準用する規則第３７条の２）。

7　電子申出の方法

(1) 電子申出におけるローマ字氏名併記申出情報及びローマ字氏名併記申出添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならないとされた。ただし、ローマ字氏名併記申出添付情報の送信に代えて、登記所にローマ字氏名併記申出添付書面（ローマ字氏名併記申出添付情報を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出することを妨げないとされた（規則第１５８条の３２第９項において準用する規則第１５８条の８第１項）。

(2) 前記(1)本文により送信するローマ字氏名併記申出添付情報（規則第１５８条の３２第７項に規定する情報（前記５(1)アの情報（代理人の権限を証する情報））を除く。）は、作成者による規則第４２条の電子署名が行われているものでなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１０項において準用する令第１２条第２項及び規則第１５８条の３２第１１項において準用する規則第４２条）。

なお、前記(1)本文により送信するローマ字氏名併記申出情報については、電子署名を要しない。

(3) 前記(2)の電子署名が行われているローマ字氏名併記申出添付情報を送信するときは、規則第４３条第２項の電子証明書を併せて送信しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１０項において準用する令第１４条及び規則第１５８条の３２第１１項において準用する規則第４３条第２項）。

8　電子申出においてローマ字氏名併記申出添付書面を提出する場合についての特例等

(1) 前記７(1)のただし書（いわゆる別送方式）によりローマ字氏名併記申出添付書面を提出するときは、ローマ字氏名併記申出添付書面を登記所に提出する旨及び各ローマ字氏名併記申出添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をもローマ字氏名併記申出情報の内容とするものとするとされた（規則第１５８条の３２第９項

において準用する規則第１５８条の９第１項)。

(2) 前記(1)の場合には、当該ローマ字氏名併記申出添付書面は、ローマ字氏名併記の申出の受付の日から二日以内に提出するものとするとされた（規則第１５８条の３２第９項において準用する規則第１５８条の９第２項)。

(3) 前記(1)の場合には、申出人は、当該ローマ字氏名併記申出添付書面を提出するに際し、規則別記第４号の２様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第９項において準用する規則第１５８条の９第３項)。

ア　受付番号その他の当該ローマ字氏名併記申出添付書面をローマ字氏名併記申出情報とする申出の特定に必要な事項

イ　前記７(1)ただし書（いわゆる別送方式）により提出するローマ字氏名併記申出添付書面の表示

(4) 電子証明書の提供による提供の省略

電子申出をする申出人がローマ字氏名併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に規則第４２条の電子署名を行い、当該申出人の規則第４３条第１項第１号に掲げる電子証明書（登記官が所有権の登記名義人のローマ字氏名を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、ローマ字氏名を証する情報の提供に代えることができるとされた（規則第１５８条の３２第１２項)。

９　書面申出の方法

(1) 書面申出をするときは、ローマ字氏名併記申出書にローマ字氏名併記申出添付書面を添付して提出しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第１５８条の１０第１項)。

なお、ローマ字氏名併記申出書に押印することを要しない。

(2) ローマ字氏名併記申出書に記載する文字は、字画を明確にしなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第１５８条の１０第２項において準用する規則第４５条第１項)。

(3) ローマ字氏名併記申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならないとされた。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第１５８条の１０第３項）。

(4) 申出人又はその代理人は、ローマ字氏名併記申出書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第１５８条の１０第４項）。

１０　ローマ字氏名併記申出書等の送付方法

(1) ローマ字氏名併記の申出をしようとする者がローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名併記申出添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとするとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第１５８条の１１第１項）。

(2) 前記(1)の場合には、ローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名併記申出添付書面を入れた封筒の表面にローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名併記申出添付書面が在中する旨を明記するものとするとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第１５８条の１１第２項）。

１１　受領証の交付の請求

(1) 書面申出をした申出人は、申出に係る登記記録への記録が完了するまでの間、ローマ字氏名併記申出書及びそのローマ字氏名併記申出添付書面の受領証の交付を請求することができるものとする。

(2) 前記(1)により受領証の交付を請求する申出人は、ローマ字氏名併記申出書の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならないものとする。

(3) 登記官は、前記(1)による請求があった場合には、前記(2)により提出された書面にローマ字氏名併記の申出の受付の年月日及び受付番

号並びに職氏名を記載し、職印を押印して受領証を作成した上、当該受領証を交付するものとする。

１２　ローマ字氏名併記申出添付書面の原本の還付請求

(1) ローマ字氏名併記申出添付書面を提出した申出人は、ローマ字氏名併記申出添付書面の原本の還付を請求することができるとされた。ただし、当該申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第１項)。

(2) 前記(1)本文により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第２項)。

(3) 登記官は、前記(1)本文による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならないとされた。この場合には、前記(2)の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、前記(2)の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第３項)。

なお、当該原本還付の旨の記載は、準則第３０条の例によるものとする。

(4) 前記(3)により登記官印を押印した前記(2)の謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとするとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第４項)。

(5) 前記(3)にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正なローマ字氏名併記申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第５項)。

(6) 前記(3)による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができるとされた。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第６項)。

(7) 前記(6)の場合における書面の送付は、前記(6)の住所に宛てて、書

留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとするとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第７項）。

(8) 前記(7)の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第８項）。

(9) 前記(8)の指定は、告示してしなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１３項において準用する規則第５５条第９項）。

１３　ローマ字氏名併記の申出の受付等

(1) 登記官は、前記３（ローマ字氏名併記の申出の方法）によりローマ字氏名併記申出情報が登記所に提供されたときは、当該ローマ字氏名併記申出情報に係るローマ字氏名併記の申出の受付をしなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１４項において準用する規則第１５８条の１４第１項）。

(2) 前記(1)による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１４項において準用する規則第１５８条の１４第２項）。

なお、当該受付帳は、規則第１８条の２第１項の登記の申請について調製する受付帳を指す。

(3) 登記官は、ローマ字氏名併記の申出の受付をしたときは、当該ローマ字氏名併記の申出に受付番号を付さなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１４項において準用する規則第１５８条の１４第３項）。

(4) 登記官は、書面申出の受付にあっては、前記(2)により受付をする際、ローマ字氏名併記申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１４項において準用する規則第１５８条の１４第４項）。

(5) 前記(1)から(4)までのほか、ローマ字氏名併記の申出の受付及びローマ字氏名併記申出書等の処理に関する取扱いについては、準則第

３１条及び第３２条の例によるものとする。

１４　調査

登記官は、ローマ字氏名併記申出情報が提供されたときは、遅滞なく、ローマ字氏名併記の申出に関する全ての事項を調査しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１４項において準用する規則第５７条）。

１５　ローマ字氏名併記の申出の却下等

(1) 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、ローマ字氏名併記の申出を却下しなければならないものとする。ただし、当該ローマ字氏名併記の申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでないものとする。

ア　申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

イ　申出に係るローマ字氏名が既に記録されているとき。

ウ　申出の権限を有しない者の申出によるとき。

エ　ローマ字氏名併記申出情報又はその提供の方法が規則により定められた方式に適合しないとき。

オ　ローマ字氏名併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

カ　ローマ字氏名併記申出情報の内容がローマ字氏名併記申出添付情報の内容と合致しないとき。

キ　ローマ字氏名併記申出添付情報が提供されないとき。

(2) 登記官は、前記(1)ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該ローマ字氏名併記の申出を却下することはできないものとする。

(3) 登記官は、ローマ字氏名併記の申出を却下するときは、別記第２号様式に基づき、決定書を作成して、これを申出人に交付するものとする。ただし、代理人によってローマ字氏名併記の申出がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りるものとする。

(4) 前記(3)の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができるものとする。

(5) 登記官は、ローマ字氏名併記申出添付書面が提出された場合において、ローマ字氏名併記の申出を却下したときは、ローマ字氏名併記申出添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正なローマ字氏名併記の申出のために用いられた疑いがある書面については、この限りでないものとする。

(6) 前記(1)から(5)までのほか、ローマ字氏名併記の申出の却下に関する取扱いについては、準則第２８条の例によるものとする。

１６　ローマ字氏名併記の申出の補正期限の連絡等

ローマ字氏名併記の申出の補正期限の連絡等に関する取扱いについては、準則第３６条の例によるものとする。

１７　ローマ字氏名併記の申出の取下げ

(1) ローマ字氏名併記の申出の取下げは、次のア及びイに掲げるローマ字氏名併記の申出の区分に応じ、当該ア及びイに定める方法によってしなければならないものとする。

ア　電子申出　規則第１５８条の１７第１項において準用する規則第３９条第１項第１号の例により電子情報処理組織を使用してローマ字氏名併記の申出を取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法

イ　書面申出　ローマ字氏名併記の申出を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法

(2) ローマ字氏名併記の申出の取下げは、申出に係る登記記録への記録がされた後は、することができないものとする。

(3) 登記官は、ローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名併記申出添付書面が提出された場合において、ローマ字氏名併記の申出の取下げがされたときは、ローマ字氏名併記申出書又はローマ字氏名併記申出添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正なローマ字氏名併記の申出のために用いられた疑いがある書面については、この限りでないものとする。

(4) 前記(1)から(3)までのほか、ローマ字氏名併記の申出の取下げに関する取扱いについては、準則第２９条の例によるものとする。

１８　登記記録への記録の方法等

(1) ローマ字氏名の併記の記録方法

ア　登記官は、ローマ字氏名併記の申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとするとされた（規則第１５８条の３２第１５項）。

(ｱ) 登記の目的

(ｲ) 申出の受付の年月日及び受付番号

(ｳ) 登記原因及びその日付

(ｴ) 所有権の登記名義人の氏名

(ｵ) 所有権の登記名義人のローマ字氏名

前記(ｱ)の登記の目的は「何番登記名義人表示変更」と、前記(ｳ)の登記原因は「申出」と、登記原因の日付はローマ字氏名併記の申出の受付の年月日とする。

イ　登記官は、前記アの記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１６項）。

(2) ローマ字氏名の併記の記録例

ローマ字氏名併記の申出による登記記録への記録は、別紙２の振り合いによるものとする。

１９　ローマ字氏名併記の申出の完了通知

(1) 登記官は、前記１８による記録（申出に係るローマ字氏名を登記記録に記録）をしたときは、申出人に対し、職権による記録が完了した旨を通知しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１７項において準用する規則第１５８条の１８第１項）。

(2) 前記(1)の通知は、当該記録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１７項において準用する規則第１５８条の１８第２項）。

ア　申出の受付の年月日及び受付番号

イ　不動産所在事項

ウ　登記の目的

(3) 前記(1)の通知は、次のア及びイに掲げるローマ字氏名併記の申出の区分に応じ、当該ア及びイに定める方法によるとされた（規則第１５８条の３２第１７項において準用する規則第１５８条の１８第３項）。

ア　電子申出　法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による記録が完了した旨及び前記(2)アからウまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　書面申出　通知事項を記載した書面を交付する方法

なお、前記(1)の通知は、別記第３号様式又はこれに準ずる様式により行うものとする。

(4) 送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所をローマ字氏名併記申出情報の内容としなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１７項において準用する規則第１５８条の１８第４項）。

(5) 送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合における書面の送付は、前記(4)の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとされた（規則第１５８条の３２第１７項において準用する規則第１５８条の１８第５項において準用する規則第５５条第７項）。

(6) 前記(5)の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１７項において準用する規則第１５８条の１８第５項において準用する規則第５５条第８項）。

(7) 前記(6)の指定は、告示してしなければならないとされた（規則第１５８条の３２第１７項において準用する規則第１５８条の１８第５項において準用する規則第５５条第９項）。

(8) 登記官は、次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、申出人に対し、職権による記録が完了した旨の通知をすることを要しないとされた（規則第１５８条の３２第１７項において準用する規則第１５８条の１８第６項）。

ア　前記(3)アの方法により通知する場合において、通知を受けるべ

き者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から３０日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。

イ　前記(3)イの方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。

なお、前記イの場合には、通知事項を記載した書面は適宜廃棄して差し支えない。送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合において、当該書面が返戻されたときも、同様とする。

２０　ローマ字氏名併記申出情報等の保存

ローマ字氏名併記申出情報及びそのローマ字氏名併記申出添付情報その他のローマ字氏名併記の申出に関する登記簿の附属書類については、権利に関する登記の申請情報及びその添付情報その他の登記簿の附属書類と同様に保存するものとする。

なお、申請書類つづり込み帳には、権利に関する登記の申請とローマ字氏名併記の申出とを区別せず、受付番号の順序に従ってこれらの書類をつづり込むものとする。

第４　相続人申告登記への準用

１　相続人申出等に伴うローマ字氏名併記の申出

登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出に関する規定（規則第１５８条の３１）は、相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人の氏名についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人が外国人であるときについて準用するとされた（規則第１５８条の３３）。

この場合の取扱いについては、前記第１及び第２の例によるものとする。

２　相続人申出等を伴わないローマ字氏名併記の申出

登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出に関する規定（規則第１５８条の３２）は、外国人である相続人申告名義人について準用するとされた（規則第１５８条の３３）。

この場合の取扱いについては、前記第１及び第３の例によるものとす

る。

第５　経過措置

登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出における電子申出に関する規定（第４の２で準用する場合を含む。）は、規則附則第３条第１項の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。）に係る申出については、適用しないとされた（改正省令附則第３条）。

第６　ローマ字氏名が記載された登記原因証明情報等の取扱い

所有権の登記名義人の氏名にローマ字氏名が併記されている場合において、その不動産の権利に関する登記の申請における登記原因証明情報その他の添付情報に作成者のローマ字氏名のみが記載されており、当該ローマ字氏名が所有権の登記名義人の氏名に併記されたローマ字氏名と一致することを登記官において確認することができるときは、添付情報におけるローマ字氏名の記載をもって当該所有権の登記名義人の氏名の記載があったものとみなして差支えない。

第７　その他

前記第１から第６までのほか、ローマ字氏名の併記に関する事務の取扱いについては、その性質上適当でないものを除き、権利に関する登記の申請に関する事務の取扱いの例によるものとする。

なお、ローマ字氏名が併記されている不動産について、住所変更の登記、分筆の登記、合筆の登記等をする場合における登記記録への記録は、別紙３の振り合いによるものとする。

別紙１

○ローマ字氏名併記に関する記録例（登記申請に伴うローマ字氏名併記の申出関係）

（注）ローマ字氏名の併記方法を示したものである。

１　所有権の保存の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の場合

１－１【登記上の氏名が片仮名表記の場合】

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

１－２【登記上の氏名が漢字表記の場合】

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ）

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分５分の３ ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 何市何町何番地 ５分の２ 洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ）

2　所有権の移転の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の場合

2－1【登記上の氏名が片仮名表記の場合】

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

2－2【登記上の氏名が漢字表記の場合】

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ）

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 　何市何町何番地 　持分５分の３ 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 　何市何町何番地 　５分の２ 　洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ）

3　所有権の登記がない不動産について嘱託によりする所有権の処分の制限の登記と同時に併記をする場合（強制執行に関する登記の場合の例）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	余　白	所有者　何市何町何番地 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 令和何年何月何日順位２番の差押登記をするため登記
2	差押	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日何地方裁判所（支部） 　強制競売開始決定 債権者　何市何町何番地 　何　某

4　合体による登記（法第４９条第１項後段の規定により申請を併せてする所有権の登記と同時に併記をする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	合体による所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分３分の２ ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 何市何町何番地 ３分の１ 洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ） 令和何年何月何日登記 洪吉童持分につき令和何年何月何日受付第何号

5　所有権の更正の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有名義を共有名義にする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	１番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ）

(2) 共有名義を単有名義にする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ ジョン・スミス 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
付記１号	２番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 所有者　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

6　登記名義人の氏名の変更又は更正の登記と同時に併記をする場合

(1) 氏名の変更

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人氏名変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日氏名変更 氏名　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(2) 氏名及び住所の変更

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日氏名変更 令和何年何月何日住所移転 氏名住所　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(3) 氏名の更正及び住所移転

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更、更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤、令和何年何月何日住所移転 氏名住所　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(4) 氏名の更正

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 氏名　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(5) 住所及び氏名の更正

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 氏名住所　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(6) 共有者の一人の氏名の更正

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者マイク・スミスの氏名　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

7　中間相続人がない相続人申告登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の登記名義人の相続人が単独でした相続人申出の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 相続開始年月日　昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(2) 共有者の一人の相続人が単独でした相続人申出の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
付記１号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 相続開始年月日　昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(3) 単有の登記名義人の相続人が複数人でした相続人申出の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）
付記１号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 相続開始年月日　昭和何年何月何日 ジョン・スミスの相続人として申出があった者 何市何町何番地 マイク・スミス（ＭＩＫＥ　ＳＭＩＴＨ） 何市何町何番地 丙　某

別紙２

○ローマ字氏名併記に関する記録例（登記申請を伴わないローマ字氏名併記の申出関係）

（注）ローマ字氏名の併記方法を示したものである。

１　所有権の保存の登記に併記をする場合

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 ジ　ョ　ン　・　ス　ミ　ス
付記１号	１番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 氏名　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分５分の３ ジ　ョ　ン　・　ス　ミ　ス 何市何町何番地 ５分の２ 洪　吉　童
付記１号	１番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 共有者洪吉童の氏名　洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ）

2　所有権の移転の登記に併記をする場合

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 ジ　ョ　ン　・　ス　ミ　ス
付記１号	５番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 氏名　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ ジ　ョ　ン　・　ス　ミ　ス 何市何町何番地 ２分の１ 甲　某
付記１号	５番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 共有者ジョン・スミスの氏名　ジョン・スミス （ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

別紙３

○ローマ字氏名併記に関する記録例（ローマ字氏名が併記されている不動産に対して登記する場合の記録関係）

（注）ローマ字氏名の併記方法を示したものである。

１　ローマ字氏名が併記された者の住所変更の登記をする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
５	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分５分の３ ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 何市何町何番地 ５分の２ 洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ）
付記１号	５番登記名義人住所変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日住所移転 共有者ジョン・スミスの住所　何市何町何番地

（注）　ローマ字氏名が併記されていない場合に住所変更の登記と同時にローマ字氏名の併記をすることはできない。

2　ローマ字氏名が併記されている土地の合筆の登記をする場合

(1) 甲土地と乙土地に併記されているローマ字氏名が同一の場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 ジ　ョ　ン　・　ス　ミ　ス
付記１号	２番登記名義人表示変更	令和８年何月何日 第何号	原因　令和８年何月何日申出 氏名　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和９年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

（合筆後の甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	合併による所有権登記	余　白	所有者　何市何町何番地 ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 令和１０年何月何日登記

(2) 甲土地のみにローマ字氏名が併記されている場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　ジ　ョ　ン　・　ス　ミ　ス

（合筆後の甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	合併による所有権登記	余　白	所有者　何市何町何番地 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 令和１０年何月何日登記

(3) 乙土地のみにローマ字氏名が併記されている場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　ジ　ョ　ン　・　ス　ミ　ス

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

（合筆後の甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	合併による所有権登記	余　白	所有者　何市何町何番地 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 令和１０年何月何日登記

3　ローマ字氏名が併記されている土地の分筆の登記をする場合

(1) 甲土地が単有の場合（甲土地から乙土地を分筆する場合）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 順位２番の登記を転写 令和１０年何月何日受付 第何号

(2) 甲土地が共有の場合（甲土地から乙土地を分筆する場合）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 　持分５分の３ 　ジ　ョ　ン　・　ス　ミ　ス 　何市何町何番地 　５分の２ 　洪吉童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ）
付記１号	１番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 氏名　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ）

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 　持分５分の３ 　ジョン・スミス（ＪＯＨＮ　ＳＭＩＴＨ） 　何市何町何番地 　５分の２ 　洪　吉　童（ＨＯＮＧ　ＫＩＬＤＯＮＧ） 順位２番の登記を転写 令和１０年何月何日受付 第何号

（注）　付記登記がある場合であっても、ローマ字氏名を併記した氏名に引き直して記録するものとする。

別記第１号（第２部第２の４関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申出人（申請人）

令和何年何月何日受付第何号登記申請事件に伴うローマ字氏名併記の申出は、（不動産登記規則第１５８条の３１第１項各号に掲げる登記を申請する場合に該当しない／不動産登記規則第１５８条の３１第１項各号に定める者が日本の国籍を有しない者に該当しない／申請情報の内容とされたローマ氏名又はその提供の方法が不動産登記令又は不動産登記規則の規定により定められた方式に適合しない／申請情報の内容とされたローマ字氏名の内容がローマ字氏名を証する情報の内容と合致しない／ローマ字氏名を証する情報が提供されない）ため、これを却下する。

令和　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

別記第２号（第２部第３の１５関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号ローマ字氏名併記申出事件に係るローマ字氏名併記の申出は、（申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しない／申出に係るローマ字氏名が既に記録されている／申出の権限を有しない者の申出によるものである／ローマ字氏名併記申出情報又はその提供の方法が不動産登記規則により定められた方式に適合しない／ローマ字氏名併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しない／ローマ字氏名併記申出情報の内容がローマ字氏名併記申出添付情報の内容と合致しない／ローマ字氏名併記申出添付情報が提供されない）ため、これを却下する。

令和　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

別記第３号（第２部第３の１９関係）

申出に基づく職権登記完了通知

次の申出に基づく職権登記が完了したことを通知します。

申出受付年月日		
申出受付番号		
登記の目的		
不動産		

※「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です。

以上

年　　月　　日

法務局　　出張所

登記官

法務省民二第５５３号
令和６年３月２７日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う不動産登記事務の取扱いについて（旧氏併記関係）（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和６年法務省令第７号。以下「改正省令」という。）による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）の規定に基づく不動産登記事務の取扱い（旧氏併記関係。令和６年４月１日施行）については、下記の点に留意するよう、貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

なお、本通達中、「令」とあるのは不動産登記令（平成１６年政令第３７９号）を、「準則」とあるのは不動産登記事務取扱手続準則（平成１７年２月２５日付け法務省民二第４５６号当職通達）をいいます。

記

第１部　本通達の趣旨

本通達は、所有権の登記名義人の氏名への旧氏併記に係る改正省令の施行に伴い、その取扱いにおいて留意すべき事項を明らかにしたものである。

第２部　旧氏併記に関する事務の取扱い

第１　通則

１　併記する旧氏

所有権の登記名義人の氏名に併記できる旧氏は、氏に変更があった者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいうとされた（規則第１５８条の３４

第１項、住民基本台帳法施行令（昭和４２年政令第２９２号）第３０条の１３。）。

併記される旧氏は、所有権の登記の登記事項ではなく、登記名義人の氏名を補足する事項である。

２　旧氏の併記が可能な者

旧氏は所有権の登記名義人の氏名にのみ併記することができ、所有権の登記名義人以外の者は、旧氏併記の対象とはならない。

また、日本の国籍を有しない者は、旧氏併記の対象とはならない。

したがって、これらの者が旧氏の併記を申し出ることはできない。

３　旧氏が併記される場合

所有権の登記名義人の氏名に旧氏が併記されるのは､次の場合である。

(1) 新たに所有権の登記名義人となる登記等の申請に伴い、申請人が、旧氏の併記の申出をした場合（規則第１５８条の３４）。

(2) 所有権の登記名義人が、登記の申請を伴わずに旧氏の併記の申出をした場合（規則第１５８条の３５）。

なお、以下では前記(1)の申出を「登記申請に伴う旧氏併記の申出」といい、前記(2)の申出を「旧氏併記の申出」又は「登記申請を伴わない旧氏併記の申出」というものとする。

第２　登記申請に伴う旧氏併記の申出

１　申出をすることができる場合

次に掲げる登記を申請する場合において、次の(1)及び(2)に定める者（当該登記の申請人である場合に限る。）は、登記官に対し、その一の旧氏を申請情報の内容として、当該旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができるとされた。ただし、併記する旧氏が登記すべき氏と同一であるときはこの限りでないとされた（規則第１５８条の３４第１項)。

(1) 所有権の保存若しくは移転の登記、合体による登記等（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第４９条第１項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときに限る。）又は所有権の更正の登記（その登記によって所有権の登記名義人となる者があるときに限る。）　所有権の登記名義人となる者

(2) 所有権の登記名義人の氏についての変更の登記又は更正の登記　所有権の登記名義人

この１に定める者以外の者は、登記申請に伴う旧氏併記の申出をすることはできない。

また、所有権の登記名義人の名や住所のみについての変更の登記又は更正の登記の申請に際して登記申請に伴う旧氏併記の申出をすることはできない。

なお、旧氏が併記されている所有権の登記名義人の氏名について(2)に掲げる登記（氏の変更の登記）の申請をするときは、登記申請に伴う旧氏併記の申出をしない限り、変更後の氏に旧氏は併記されない。

２　申出の方法

登記申請に伴う旧氏併記の申出は、前記１(1)又は(2)に定める者の旧氏を登記申請の申請情報の内容とする方法により行うものとする。具体的には、申請情報である登記権利者の氏名に括弧を付して旧氏及び名を併記する方法によるものとする。

３　併記を申し出ることのできる旧氏

前記１(2)に掲げる登記（氏の変更の登記）に際し登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合において、当該登記記録に所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏又は当該旧氏より後に称していた旧氏でなければならないとされた（規則第１５８条の３４第２項)。

４　旧氏を証する情報

登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合には、前記１(1)又は(2)に定める者の旧氏を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（以下この第２において「旧氏を証する情報」という。）をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないとされた（規則第１５８条の３４第３項)。

(1) 旧氏を証する情報の内容

旧氏を証する情報は、次に掲げる区分に応じ、次に定めるものとする。

ア　前記１(1)に掲げる登記（新たに所有権の登記名義人が記録され

る登記）の申請に伴い申出をする場合　所有権の登記名義人となる者の旧氏が記載された戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書又は除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書（以下「戸籍謄本等」という。）

イ　前記１(2)に掲げる登記（氏の変更の登記）の申請に伴い申出をする場合　所有権の登記名義人の旧氏が記載された戸籍謄本等

ただし、アについて、前記１(1)に定める者の住所を証する情報に申出に係る旧氏が記録されているときは、これをもって旧氏を証する情報を兼ねることができるものとする。この場合には、添付情報の表示として「旧氏を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

また、イについて、次に掲げる場合には、旧氏を証する情報の添付を省略し、又はこれをもって旧氏を証する情報を兼ねることができるものとする。この場合には、添付情報の表示として「旧氏を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

(ｱ) 申出に係る旧氏が申出に係る不動産の登記記録に記録され、又は記録されていた旧氏と同一である場合

(ｲ) 申出に係る旧氏が変更後の氏を証する登記原因証明情報（市区町村長が作成したものに限る。）に記録されている旧氏と同一である場合

(2) 提供方法

旧氏を証する情報の提供方法は、併せてする登記申請の添付情報の提供方法の例によるものとする。なお、令附則第５条第１項の規定により旧氏を証する情報を記載した書面を提出する場合には、当該書面に記載された情報を記録した電磁的記録を提供することを要しない。

(3) 提供の省略

前記１(1)及び(2)に定める者が前記１(1)及び(2)に掲げる登記の電子申請をするに際し登記申請に伴う旧氏併記の申出をする場合において、その者が規則第４３条第１項第１号に掲げる電子証明書（登記官が当該旧氏を確認することができるものに限る。）を提供したときは、

当該電子証明書の提供をもって、旧氏を証する情報の提供に代えることができるとされた（規則第１５８条の３４第４項）。

(4) 旧氏を証する情報を記載した書面の原本の還付

旧氏を証する情報を記載した書面の原本の還付については、規則第５５条の例によるものとする。

(5) 他の共有者の持分の取得に係る登記の添付情報

旧氏が既に登記されている所有権の登記名義人が他の共有者の持分を取得することに係る所有権の移転の登記を申請する場合において、当該旧氏を申請情報の内容としたときは、前記(1)ア又はイに掲げる情報の提供を省略することができるものとする。この場合においては、規則第３４条第１項第６号の添付情報の表示として「旧氏を証する情報（省略）」の例によりその旨を明らかにするものとする。

５　登記申請に伴う旧氏併記の申出の却下等

(1) 登記申請に伴う旧氏併記の申出の却下

登記申請に伴う旧氏併記の申出がされた場合において、登記申請に却下事由はないが、申出につき次に掲げる事由があるときは、別記第１号様式に基づき、決定書を作成して申出を却下した上で、登記記録に申出に係る旧氏を記録することなく登記をするものとする。ただし、申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでないものとする。

ア　前記１において登記申請に伴う旧氏併記の申出をすることができるとされた場合に該当しないとき。

イ　申請情報の内容とする旧氏又はその提供の方法が令又は規則の規定により定められた方式に適合しないとき。

ウ　申請情報の内容とする旧氏の内容が旧氏を証する情報の内容と合致しないとき。

エ　旧氏を証する情報が提供されないとき。

申出を却下する場合の取扱いについては、規則第３８条の例によるものとする。

(2) 登記申請を却下する場合の取扱い

登記申請に伴う旧氏併記の申出がされた場合において、登記申請を却下すべきときは、当該登記申請の却下により当該申出も併せて却下されたことになる。なお、当該登記申請を却下する決定書に当該申出を却下する旨を記載する必要はなく、当該申出の却下に係る決定書を別に作成することも要しない。

６　登記記録への記録方法

登記官は、登記申請に伴う旧氏併記の申出があったときは、職権で、申出に係る旧氏を登記記録に記録するものとするとされた（規則第１５８条の３４第５項）。

当該登記記録への記録は、別紙１の振り合いによるものとする。

第３　登記申請を伴わない旧氏併記の申出

１　申出ができる場合

所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧氏を登記記録に記録するよう申し出ることができるとされた。ただし、当該旧氏が登記されている氏と同一であるときは、この限りでないとされた（規則第１５８条の３５第１項）。

なお、既に記録されている旧氏の他の旧氏への変更は、本申出によりすることができる。

２　併記を申し出ることのできる旧氏

旧氏併記の申出をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧氏が記録されているときは、当該申出に係る旧氏は、当該登記記録に記録されている旧氏より後に称していた旧氏でなければならないとされた（規則第１５８条の３５第２項）。

３　旧氏併記申出情報

(1) 旧氏併記の申出において明らかにすべき事項

ア　旧氏併記の申出は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（規則第１５８条の３５第３項）。

(ｱ) 申出人の氏名及び住所

(ｲ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

(ｳ) 申出の目的

(ｴ) 所有権の登記名義人の氏名

(ｵ) 所有権の登記名義人について記録すべき旧氏

(ｶ) 申出に係る不動産の不動産所在事項

イ　前記ア(ｳ)の申出の目的の記載方法は、「何番所有権登記名義人表示変更」の振り合いによるものとする。

また、前記ア(ｴ)及び(ｵ)の記載方法は、「変更後の事項　氏名【所有権の登記名義人の氏名】(【所有権の登記名義人の旧氏及び名】)」の振り合いにより、所有権の登記名義人の氏名に旧氏及び名を括弧書で併記する方法によるものとする。

(2) 不動産番号の取扱い

前記(1)ア(ｶ)にかかわらず、不動産番号を旧氏併記申出情報（前記(1)アに掲げる事項に係る情報をいう。以下この第３において同じ。）の内容としたときは、同(ｶ)に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とすることを要しないとされた（規則第１５８条の３５第４項）。

(3) 旧氏併記申出情報の内容とする事項

旧氏併記の申出においては、前記(1)ア(ｱ)から(ｶ)までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を旧氏併記申出情報の内容とするものとするとされた（規則第１５８条の３５第５項）。

ア　申出人又は代理人の電話番号その他の連絡先

イ　旧氏併記申出添付情報（後記６(1)に掲げる情報をいう。以下この第３において同じ。）の表示

ウ　申出の年月日

エ　登記所の表示

４　旧氏併記の申出の方法

旧氏併記の申出は、次に掲げる方法のいずれかにより、旧氏併記申出情報を登記所に提供してしなければならないとされた（規則第１５８条の３５第６項）。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法（以下この方法による旧氏併記の申出を「電子申出」という。）

(2) 旧氏併記申出書（旧氏併記申出情報を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出する方法（以下この方法による旧氏併記の申出を「書面

申出」という。）

5　旧氏併記申出情報の作成及び提供

旧氏併記申出情報は、一の不動産及び所有権の登記名義人ごとに作成して提供しなければならないとされた。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産についての旧氏併記の申出が同一の所有権の登記名義人についてのその同一の旧氏に係るものであるときは、この限りでないとされた（規則第１５８条の３５第７項）。

6　旧氏併記申出添付情報

(1) 旧氏併記の申出をする場合には、次に掲げる情報（旧氏併記申出添付情報）をその旧氏併記申出情報と併せて登記所に提供しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第８項）。

ア　代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報

イ　前記３(1)ア(ｵ)に掲げる事項（所有権の登記名義人について記録すべき旧氏）を証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報（以下この第３において「旧氏を証する情報」という。）

(2) 電子申出における前記(1)アの情報（代理人の権限を証する情報）については、作成者の電子署名を要しない。

書面申出における同情報を記載した書面には、作成者の押印又は署名を要しない。

7　旧氏を証する情報の内容

(1) 旧氏を証する情報は、次に掲げるものとする。

①　申出に係る旧氏が記載された戸籍謄本等

②　前記①の戸籍謄本等に記載された旧氏が申出人に係るものであることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報

③　申出人の住所と所有権の登記名義人の住所が異なる場合にあっては、申出人と所有権の登記名義人が同一であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報

(2) 申出に係る旧氏が申出に係る不動産の登記記録に記録されていた旧氏と同一である場合には、旧氏を証する情報の提供を省略することができる。この場合には、添付情報の表示として「旧氏を証する情報（省

略)」の例によりその旨を明らかにするものとする。

(3) 申出人の住所と所有権の登記名義人の住所が異なる場合であっても、前記(1)③の情報を提供したときは、旧氏併記の申出の前提として住所変更の登記をすることを要しない。

これに対し、申出人の氏名と所有権の登記名義人の氏名が異なる場合には、旧氏併記の申出の前提として氏名変更の登記をしなければならない。

8　旧氏併記申出添付情報の提供省略

法人である代理人によって旧氏併記の申出をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができるとされた（規則第１５８条の３５第９項において準用する規則第３７条の２)。

9　電子申出の方法

(1) 電子申出における旧氏併記申出情報及び旧氏併記申出添付情報は、法務大臣の定めるところにより送信しなければならないとされた。ただし、旧氏併記申出添付情報の送信に代えて、登記所に旧氏併記申出添付書面（旧氏併記申出添付情報を記載した書面をいう。以下同じ。）を提出することを妨げないとされた（規則第１５８条の３５第１０項において準用する規則第１５８条の８第１項)。

(2) 前記(1)本文により送信する旧氏併記申出添付情報（規則第１５８条の３５第１０項に規定する情報（前記６(1)アの情報（代理人の権限を証する情報))を除く。）は、作成者による規則第４２条の電子署名が行われているものでなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１１項において準用する令第１２条第２項及び規則第１５８条の３５第１２項において準用する規則第４２条)。

なお、前記(1)本文により送信する旧氏併記申出情報については、電子署名を要しない。

(3) 前記(2)の電子署名が行われている旧氏併記申出添付情報を送信するときは、規則第４３条第２項の電子証明書を併せて送信しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１１項において準用する

令第１４条及び規則第１５８条の３５第１２項において準用する規則第４３条第２項)。

１０　電子申出において旧氏併記申出添付書面を提出する場合についての特例等

(1) 前記９(1)のただし書（いわゆる別送方式）により旧氏併記申出添付書面を提出するときは、旧氏併記申出添付書面を登記所に提出する旨及び各旧氏併記申出添付情報につき書面を提出する方法によるか否かの別をも旧氏併記申出情報の内容とするものとするとされた（規則第１５８条の３５第１０項において準用する規則第１５８条の９第１項)。

(2) 前記(1)の場合には、当該旧氏併記申出添付書面は、旧氏併記の申出の受付の日から二日以内に提出するものとするとされた（規則第１５８条の３５第１０項において準用する規則第１５８条の９第２項)。

(3) 前記(1)の場合には、申出人は、当該旧氏併記申出添付書面を提出するに際し、規則別記第４号の２様式による用紙に次に掲げる事項を記載したものを添付しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１０項において準用する規則第１５８条の９第３項)。

ア　受付番号その他の当該旧氏併記申出添付書面を旧氏併記申出情報とする申出の特定に必要な事項

イ　前記９(1)ただし書（いわゆる別送方式）により提出する旧氏併記申出添付書面の表示

(4) 電子証明書の提供による提供の省略

電子申出をする申出人が旧氏併記申出情報又は委任による代理人の権限を証する情報に規則第４２条の電子署名を行い、当該申出人の規則第４３条第１項第１号に掲げる電子証明書（登記官が所有権の登記名義人の旧氏を確認することができるものに限る。）を提供したときは、当該電子証明書の提供をもって、旧氏を証する情報の提供に代えることができるとされた（規則第１５８条の３５第１３項)。

１１　書面申出の方法

(1) 書面申出をするときは、旧氏併記申出書に旧氏併記申出添付書面を添付して提出しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第

１４項において準用する規則第１５８条の１０第１項)。

なお、旧氏併記申出書に押印することを要しない。

(2) 旧氏併記申出書に記載する文字は、字画を明確にしなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第１５８条の１０第２項において準用する規則第４５条第１項)。

(3) 旧氏併記申出書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならないとされた。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第１５８条の１０第３項)。

(4) 申出人又はその代理人は､旧氏併記申出書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第１５８条の１０第４項)。

１２　旧氏併記申出書等の送付方法

(1) 旧氏併記の申出をしようとする者が旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面を送付するときは、書留郵便又は信書便事業者による信書便の役務であって当該信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによるものとするとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第１５８条の１１第１項)。

(2) 前記(1)の場合には、旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面を入れた封筒の表面に旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面が在中する旨を明記するものとするとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第１５８条の１１第２項)。

１３　受領証の交付の請求

(1) 書面申出をした申出人は、申出に係る登記記録への記録が完了するまでの間、旧氏併記申出書及びその旧氏併記申出添付書面の受領証の交付を請求することができるものとする。

(2) 前記(1)により受領証の交付を請求する申出人は、旧氏併記申出書

の内容と同一の内容を記載した書面を提出しなければならないものとする。

(3) 登記官は、前記(1)による請求があった場合には、前記(2)により提出された書面に旧氏併記の申出の受付の年月日及び受付番号並びに職氏名を記載し、職印を押印して受領証を作成した上、当該受領証を交付するものとする。

１４　旧氏併記申出添付書面の原本の還付請求

(1) 旧氏併記申出添付書面を提出した申出人は、旧氏併記申出添付書面の原本の還付を請求することができるとされた。ただし、当該申出のためにのみ作成された委任状その他の書面については、この限りでないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第１項)。

(2) 前記(1)本文により原本の還付を請求する申出人は、原本と相違ない旨を記載した謄本を提出しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第２項)。

(3) 登記官は、前記(1)本文による請求があった場合には、調査完了後、当該請求に係る書面の原本を還付しなければならないとされた。この場合には、前記(2)の謄本と当該請求に係る書面の原本を照合し、これらの内容が同一であることを確認した上、前記(2)の謄本に原本還付の旨を記載し、これに登記官印を押印しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第３項)。

なお、当該原本還付の旨の記載は、準則第３０条の例によるものとする。

(4) 前記(3)により登記官印を押印した前記(2)の謄本は、登記完了後、申請書類つづり込み帳につづり込むものとするとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第４項)。

(5) 前記(3)にかかわらず、登記官は、偽造された書面その他の不正な旧氏併記申出のために用いられた疑いがある書面については、これを還付することができないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第５項)。

(6) 前記(3)による原本の還付は、申出人の申出により、原本を送付する方法によることができるとされた。この場合においては、申出人は、送付先の住所をも申し出なければならないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第６項)。

(7) 前記(6)の場合における書面の送付は、前記(6)の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとするとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第７項)。

(8) 前記(7)の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第８項)。

(9) 前記(8)の指定は、告示してしなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１４項において準用する規則第５５条第９項)。

１５　旧氏併記の申出の受付等

(1) 登記官は、前記４（旧氏併記の申出の方法）により旧氏併記申出情報が登記所に提供されたときは、当該旧氏併記申出情報に係る旧氏併記の申出の受付をしなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１５項において準用する規則第１５８条の１４第１項)。

(2) 前記(1)による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１５項において準用する規則第１５８条の１４第２項)。

なお、当該受付帳は、規則第１８条の２第１項の登記の申請について調製する受付帳を指す。

(3) 登記官は、旧氏併記の申出の受付をしたときは、当該旧氏併記の申出に受付番号を付さなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１５項において準用する規則第１５８条の１４第３項)。

(4) 登記官は、書面申出の受付にあっては、前記(2)により受付をする際、旧氏併記申出書に申出の受付の年月日及び受付番号を記載しなけ

ればならないとされた（規則第１５８条の３５第１５項において準用する規則第１５８条の１４第４項）。

(5) 前記(1)から(4)までのほか、旧氏併記の申出の受付及び旧氏併記申出書等の処理に関する取扱いについては、準則第３１条及び第３２条の例によるものとする。

１６　調査

登記官は、旧氏併記申出情報が提供されたときは、遅滞なく、旧氏併記の申出に関する全ての事項を調査しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１５項において準用する規則第５７条）。

１７　旧氏併記の申出の却下等

(1) 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、旧氏併記の申出を却下しなければならないものとする。ただし、当該旧氏併記の申出の不備が補正することができるものである場合において、登記官が定めた相当の期間内に、申出人がこれを補正したときは、この限りでないものとする。

ア　申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

イ　申出に係る旧氏が登記されている氏と同一であるとき。

ウ　申出に係る旧氏が登記記録に記録されている旧氏より前に称していた旧氏であるとき。

エ　申出の権限を有しない者の申出によるとき。

オ　旧氏併記申出情報又はその提供の方法が規則により定められた方式に適合しないとき。

カ　旧氏併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

キ　旧氏併記申出情報の内容が旧氏併記申出添付情報の内容と合致しないとき。

ク　旧氏併記申出添付情報が提供されないとき。

(2) 登記官は、前記(1)ただし書の期間を定めたときは、当該期間内は、当該補正すべき事項に係る不備を理由に当該旧氏併記の申出を却下することはできないものとする。

(3) 登記官は、旧氏併記の申出を却下するときは、別記第２号様式に基づき、決定書を作成して、これを申出人に交付するものとする。ただし、代理人によって旧氏併記の申出がされた場合は、当該代理人に交付すれば足りるものとする。

(4) 前記(3)の交付は、当該決定書を送付する方法によりすることができるものとする。

(5) 登記官は、旧氏併記申出添付書面が提出された場合において、旧氏併記の申出を却下したときは、旧氏併記申出添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な旧氏併記の申出のために用いられた疑いがある書面については、この限りでないものとする。

(6) 前記(1)から(5)までのほか、旧氏併記の申出の却下に関する取扱いについては、準則第２８条の例によるものとする。

１８　旧氏併記の申出の補正期限の連絡等

旧氏併記の申出の補正期限の連絡等に関する取扱いについては、準則第３６条の例によるものとする。

１９　旧氏併記の申出の取下げ

(1) 旧氏併記の申出の取下げは、次のア及びイに掲げる旧氏併記の申出の区分に応じ、当該ア及びイに定める方法によってしなければならないものとする。

ア　電子申出　規則第１５８条の１７第１項において準用する規則第３９条第１項第１号の例により電子情報処理組織を使用して旧氏併記の申出を取り下げる旨の情報を登記所に提供する方法

イ　書面申出　旧氏併記の申出を取り下げる旨の情報を記載した書面を登記所に提出する方法

(2) 旧氏併記の申出の取下げは、申出に係る登記記録への記録がされた後は、することができないものとする。

(3) 登記官は、旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面が提出された場合において、旧氏併記の申出の取下げがされたときは、旧氏併記申出書又は旧氏併記申出添付書面を還付するものとする。ただし、偽造された書面その他の不正な旧氏併記の申出のために用いられた疑いが

ある書面については、この限りでないものとする。

(4) 前記(1)から(3)までのほか、旧氏併記の申出の取下げに関する取扱いについては、準則第２９条の例によるものとする。

２０　登記記録への記録の方法等

(1) 旧氏の併記の記録方法

ア　登記官は、旧氏併記の申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとするとされた（規則第１５８条の３５第１６項）。

(ｱ) 登記の目的

(ｲ) 申出の受付の年月日及び受付番号

(ｳ) 登記原因及びその日付

(ｴ) 所有権の登記名義人の氏名

(ｵ) 申出に係る旧氏

前記(ｱ)の登記の目的は「何番登記名義人表示変更」と、前記(ｳ)の登記原因は「申出」と、登記原因の日付は旧氏併記の申出の受付の年月日とする。

イ　登記官は、前記アの記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名を抹消する記号を記録しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１７項）。

(2) 旧氏の併記の記録例

旧氏併記の申出による登記記録への記録は、別紙２の振り合いによるものとする。

２１　旧氏併記の申出の完了通知

(1) 登記官は、前記２０による記録（申出に係る旧氏を登記記録に記録）をしたときは、申出人に対し、職権による記録が完了した旨を通知しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１８項において準用する規則第１５８条の１８第１項）。

(2) 前記(1)の通知は、当該記録に係る次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１８項において準用する規則第１５８条の１８第２項）。

ア　申出の受付の年月日及び受付番号

イ　不動産所在事項

ウ　登記の目的

(3) 前記(1)の通知は、次のア及びイに掲げる旧氏併記の申出の区分に応じ、当該ア及びイに定める方法によるとされた（規則第１５８条の３５第１８項において準用する規則第１５８条の１８第３項）。

ア　電子申出　法務大臣の定めるところにより、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された通知事項（職権による記録が完了した旨及び前記(2)アからウまでに掲げる事項をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用して送信し、これを申出人又はその代理人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　書面申出　通知事項を記載した書面を交付する方法

なお、前記(1)の通知は、別記第３号様式又はこれに準ずる様式により行うものとする。

(4) 送付の方法により通知事項を記載した書面の交付を求める場合には、申出人は、その旨及び送付先の住所を旧氏併記申出情報の内容としなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１８項において準用する規則第１５８条の１８第４項）。

(5) 送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合における書面の送付は、前記(4)の住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であって信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによってするものとされた（規則第１５８条の３５第１８項において準用する規則第１５８条の１８第５項において準用する規則第５５条第７項）。

(6) 前記(5)の送付に要する費用は、郵便切手又は信書便の役務に関する料金の支払のために使用することができる証票であって法務大臣が指定するものを提出する方法により納付しなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１５項において準用する規則第１５８条の１８第５項において準用する規則第５５条第８項）。

(7) 前記(6)の指定は、告示してしなければならないとされた（規則第１５８条の３５第１８項において準用する規則第１５８条の１８第５

項において準用する規則第５５条第９項)。

(8) 登記官は、次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、申出人に対し、職権による記録が完了した旨の通知をすることを要しないとされた（規則第１５８条の３５第１８項において準用する規則第１５８条の１８第６項)。

ア　前記(3)アの方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記官の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに通知事項が記録され、電子情報処理組織を使用して送信することが可能になった時から３０日を経過しても、自己の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該通知事項を記録しないとき。

イ　前記(3)イの方法により通知する場合において、通知を受けるべき者が、登記完了の時から三月を経過しても、通知事項を記載した書面を受領しないとき。

なお、前記イの場合には、通知事項を記載した書面は適宜廃棄して差し支えない。送付の方法により通知事項を記載した書面を交付する場合において、当該書面が返戻されたときも、同様とする。

２２　旧氏併記申出情報等の保存

旧氏併記申出情報及びその旧氏併記申出添付情報その他の旧氏併記の申出に関する登記簿の附属書類については、権利に関する登記の申請情報及びその添付情報その他の登記簿の附属書類と同様に保存するものとする。

なお、申請書類つづり込み帳には、権利に関する登記の申請と旧氏併記の申出とを区別せず、受付番号の順序に従ってこれらの書類をつづり込むものとする。

第４　旧氏併記の終了申出

１　申出ができる場合

登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し､当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができるとされた(規則第１５８条の３６第１項)。

２　旧氏併記申出情報

(1) 旧氏併記の終了申出において明らかにすべき事項等

ア　前記１の申出（以下「旧氏併記の終了申出」という。）は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならないとされた（規則第１５８条の３６第２項において準用する規則第１５８条の３５第３項（第５号を除く。））。

(ｱ) 申出人の氏名及び住所

(ｲ) 代理人によって申出をするときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

(ｳ) 申出の目的

(ｴ) 所有権の登記名義人の氏名

(ｵ) 申出に係る不動産の不動産所在事項

イ　前記ア(ｳ)の申出の目的の記載方法は、「何番所有権登記名義人表示変更」の振り合いによるものとする。

ウ　前記アに掲げる事項のほか、登記記録に記録されている所有権の登記名義人の旧氏の記録を希望しない旨を明らかにしなければならないとされた（規則第１５８条の３６第１項）。

この旧氏の記録を希望しない旨を明らかにする方法は、「変更後の事項　氏名【所有権の登記名義人の氏名】」の例により、前記ア(ｴ)の事項（所有権の登記名義人の氏名）に旧氏を併記しない方法によるものとする。

(2) 旧氏併記申出情報に関する他の取扱い

登記申請を伴わない旧氏併記の申出における不動産番号（前記第３の３(2)）、旧氏併記申出情報の内容とする事項（前記第３の３(3)）、旧氏併記の申出の方法（前記第３の４）及び旧氏併記申出情報の作成及び提供（前記第３の５）に係る取扱いは、旧氏併記の終了申出について準用するとされた（規則第１５８条の３６第２項において準用する規則第１５８条の３５第４項から第７項まで）。

３　旧氏併記申出添付情報

(1) 旧氏併記の終了申出をする場合において、代理人によって申出をするときは、当該代理人の権限を証する情報を旧氏併記申出情報（前記２(1)アに掲げる事項に係る情報をいう。以下この第４において同じ。）と併せて登記所に提供しなければならないとされた（規則第１

５８条の３６第２項において準用する規則第１５８条の３５第８項第１号)。

(2) 法人である代理人によって旧氏併記の終了申出をする場合において、当該代理人の会社法人等番号を提供したときは、当該会社法人等番号の提供をもって、当該代理人の代表者の資格を証する情報の提供に代えることができるとされた（規則第１５８条の３６第２項において準用する規則第１５８条の３５第９項において準用する規則第３７条の２)。

(3) 申出人の住所と所有権の登記名義人の住所が異なる場合にあっては、申出人の申出権限を明らかにするため、前記(1)に掲げる情報のほか、申出人が所有権の登記名義人であることを証する市町村長その他の公務員が職務上作成した情報を提供しなければならない。

４　電子申出及び書面申出の方法

登記申請を伴わない旧氏併記の申出における電子申出の方法（前記第３の９)、電子申出において旧氏併記申出添付書面を提供する場合についての特例等（前記第３の１０）及び書面申出の方法（前記第３の１１）の取扱いについては､旧氏併記の終了申出について準用するとされた(規則第１５８条の３６第２項において準用する規則第１５８条の３５第１０項及び第１４項)。

５　旧氏併記の終了申出に係るその他事項の取扱い

(1) 登記申請を伴わない旧氏併記の申出における旧氏併記申出書等の送付方法（前記第３の１２)、旧氏併記申出添付書面の原本の還付請求（前記第３の１４)、旧氏併記の申出の受付等（前記第３の１５）及び調査（前記第３の１６）の取扱いについては、旧氏併記の終了申出について準用するとされた（規則第１５８条の３６第２項において準用する規則第１５８条の３５第１４項及び第１５項)。

(2) 登記申請を伴わない旧氏併記の申出における受領証の交付の請求（前記第３の１３）の取扱いは、旧氏併記の終了の申出があった場合について準用するものとする。

(3) 登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、旧氏併記の終了申出を却下しなければならないものとする。この場合における却

下決定書は別記第４号様式に基づき作成するほかは、登記申請を伴わない旧氏併記の申出における旧氏併記の申出の却下等（前記第３の１７）、旧氏併記の申出の補正期限の連絡等（前記第３の１８）及び旧氏併記の申出の取下げ（前記第３の１９）の取扱いを準用するものとする。

ア　申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しないとき。

イ　所有権の登記名義人の氏名に旧氏が併記されていないとき。

ウ　申出の権限を有しない者の申出によるとき。

エ　旧氏併記申出情報又はその提供の方法が規則により定められた方式に適合しないとき。

オ　旧氏併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しないとき。

カ　旧氏併記申出添付情報（前記３(1)及び(3)に掲げる情報をいう。以下この第４において同じ。）が提供されないとき。

６　登記記録への記録の方法等

(1) 旧氏併記の終了の記録方法

ア　登記官は、旧氏併記の終了申出があったときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するものとするとされた（規則第１５８条の３６第３項）。

(ｱ) 登記の目的

(ｲ) 申出の受付の年月日及び受付番号

(ｳ) 登記原因及びその日付

(ｴ) 所有権の登記名義人の氏名

前記(ｱ)の登記の目的は「何番登記名義人表示変更」と、前記(ｳ)の登記原因は「申出」と、登記原因の日付は旧氏併記の終了申出の受付の年月日とする。

イ　登記官は、前記アの記録をするときは、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならないとされた（規則第１５８条の３６第４項）。

(2) 旧氏併記の終了の記録例

旧氏併記の終了申出による登記記録への記録は、別紙３の振り合いによるものとする。

７　旧氏併記の終了申出の完了通知

登記官は、前記６による記録（申出に係る旧氏併記の終了を登記記録に記録）をしたときは、申出人に対し、職権による記録が完了した旨を通知しなければならないとされた（規則第１５８条の３６第５項において準用する規則第１５８条の３５第１８項において準用する規則第１５８条の１８）。この場合の取扱いは、前記第３の２１の例によるものとする。

８　旧氏併記申出情報等の保存

旧氏併記申出情報及びその旧氏併記申出添付情報その他の旧氏併記の終了申出に関する登記簿の附属書類については、権利に関する登記の申請情報及びその添付情報その他の登記簿の附属書類と同様に保存するものとする。この場合の取扱いは、前記第３の２２の例によるものとする。

第５　相続人申告登記への準用

１　相続人申出等に伴う旧氏併記の申出

登記申請に伴う旧氏併記の申出に関する規定（規則第１５８条の３４）は、相続人申出をする場合における申出人又は相続人申告名義人（当該申出の申出人である場合に限る。）の氏についての変更又は更正の申出をする場合における当該相続人申告名義人について準用するとされた（規則第１５８条の３７）。

この場合の取扱いについては、前記第１及び第２の例によるものとする。

２　相続人申出等を伴わない旧氏併記の申出

登記申請を伴わない旧氏併記の申出に関する規定（規則第１５８条の３５）は、登記記録に旧氏が記録されている相続人申告名義人について準用するとされた（規則第１５８条の３７）。

この場合の取扱いについては、前記第１及び第３の例によるものとする。

３　相続人申告登記に係る旧氏併記の終了

旧氏併記の終了に関する規定（規則第１５８条の３６）は、登記記録

に旧氏が記録されている相続人申告名義人について準用するとされた（規則第１５８条の３８）。

この場合の取扱いについては、前記第４の例によるものとする。

第６　経過措置

登記申請を伴わない旧氏併記の申出における電子申出に関する規定（第５の２で準用する場合を含む。）は、規則附則第３条第１項の規定による改製を終えていない登記簿（電子情報処理組織による取扱いに適合しない登記簿を含む。）に係る申出については、適用しないとされた（改正省令附則第３条）。

第７　旧氏が記録された登記原因証明情報等の取扱い

所有権の登記名義人の氏名に旧氏が併記されている場合において、その不動産の権利に関する登記の申請における登記原因証明情報その他の添付情報に作成者の氏として当該旧氏のみが記載されているときは、添付情報における旧氏の記載をもって当該所有権の登記名義人の氏の記載があったものとみなして差支えない。

第８　その他

前記第１から第７までのほか、旧氏の併記に関する事務の取扱いについては、その性質上適当でないものを除き、権利に関する登記の申請に関する事務の取扱いの例によるものとする。

なお、旧氏が併記されている不動産について、住所変更の登記、分筆の登記、合筆の登記等をする場合における登記記録への記録は、別紙４の振り合いによるものとする。

別紙１

○旧氏併記に関する記録例（登記申請に伴う旧氏併記の申出関係）

（注） 旧氏の併記方法を示したものである。

１　所有権の保存の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 法　務　花　子（　登　記　花　子　）

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分５分の３ 法　務　太　郎 何市何町何番地 ５分の２ 法　務　花　子　（　登　記　花　子　）

２　所有権の移転の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　）

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分５分の３ 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　） 何市何町何番地 ５分の２ 法　務　花　子

3　合体による登記（法第４９条第１項後段の規定により申請を併せてする所有権の登記と同時に併記をする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	合体による所有権登記	余　白	共有者 何市何町何番地 持分３分の２ 法　務　太　郎 何市何町何番地 ３分の１ 法　務　花　子　（　登　記　花　子　） 令和何年何月何日登記 法務花子持分につき令和何年何月何日受付第何号

4　所有権の更正の登記と同時に併記をする場合

(1) 単有名義を共有名義にする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	１番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 法　務　花　子　（　登　記　花　子　）

(2) 共有名義を単有名義にする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　平成何年何月何日相続 共有者 何市何町何番地 持分２分の１ 法　務　太　郎 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
付記１号	２番所有権更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　）

5　登記名義人の氏の変更又は更正の登記と同時に併記をする場合
（注）　名のみの変更の登記と併せて旧氏を併記することはできない。

(1) 氏名の変更

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人氏名変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日氏名変更 氏名　法務太郎（登記太郎）

(2) 氏名及び住所の変更

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日氏名変更 　令和何年何月何日住所移転 氏名住所　何市何町何番地 　法　務　花　子　（　登　記　花　子　）

(3) 氏名の更正及び住所移転

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名変更、更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤、令和何年何月何日住所移転 氏名住所　何市何町何番地 　法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　）

(4) 氏名の更正

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 氏名　法務花子（登記花子）

(5) 住所及び氏名の更正

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人住所、氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 氏名住所　何市何町何番地 　法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　）

(6) 共有者の一人の氏名の更正

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
付記何号	何番登記名義人氏名更正	令和何年何月何日 第何号	原因　錯誤 共有者法務花子の氏名　法務花子（登記花子）

6　中間相続人がない相続人申告登記と同時に併記をする場合

(1) 単有の登記名義人の相続人が単独でした相続人申出の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 甲　某
付記１号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 相続開始年月日　昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者　何市何町何番地 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　）

(2) 共有者の一人の相続人が単独でした相続人申出の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 甲　某 何市何町何番地 ２分の１ 乙　某
付記１号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 相続開始年月日　昭和何年何月何日 甲某の相続人として申出があった者　何市何町何番地 法　務　花　子　（　登　記　花　子　）

(3) 単有の登記名義人の相続人が複数人でした相続人申出の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　）
付記１号	相続人申告	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 相続開始年月日　昭和何年何月何日 法務太郎の相続人として申出があった者 何市何町何番地 法　務　花　子　（　登　記　花　子　） 何市何町何番地 丙　某

別紙２

○旧氏併記に関する記録例（登記申請を伴わない旧氏併記の申出関係）

（注） 旧氏の併記方法を示したものである。

１　所有権の保存の登記に併記をする場合

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎
付記１号	１番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 氏名　法務太郎（登記太郎）

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	共有者 何市何町何番地 持分５分の３ 法　務　太　郎 何市何町何番地 ５分の２ 法　務　花　子
付記１号	１番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 共有者法務花子の氏名　法務花子（登記花子）

２　所有権の移転の登記に併記をする場合

(1) 単有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
５	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎
付記１号	５番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 氏名　法務太郎（登記太郎）

(2) 共有の場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
５	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分２分の１ 法　務　花　子 何市何町何番地 ２分の１ 甲　某
付記１号	５番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 共有者法務花子の氏名　法務花子（登記花子）

3　相続人申告名義人に併記をする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
２	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 　法　務　太　郎
付記１号	相続人申告	令和６年何月何日 第何号	原因　令和６年何月何日申出 相続開始年月日　昭和何年何月何日 法務太郎の相続人として申出があった者　何市何町何番地 　法　務　花　子
付記１号 の付記１号	２番付記１号名義人表示変更	令和８年何月何日 第何号	原因　令和８年何月何日申出 氏名　法務花子（登記花子）

別紙３

○旧氏併記に関する記録例（旧氏併記の終了申出関係）

（注） 旧氏併記の終了方法を示したものである。

１　登記申請に伴う旧氏併記の申出による旧氏併記がされている場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
５	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者 何市何町何番地 持分５分の３ 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　） 何市何町何番地 ５分の２ 法　務　花　子
付記１号	５番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 共有者法務太郎の氏名　法　務　太　郎

２　登記申請を伴わない旧氏併記の申出による旧氏併記がされている場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
１	所有権保存	令和何年何月何日 第何号	所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎
付記１号	１番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 氏名　法務太郎（登記太郎）
付記２号	１番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 氏名　法　務　太　郎

別紙４

○旧氏併記に関する記録例（旧氏が併記されている不動産に対して登記する場合の記録関係）

（注）　旧氏の併記方法を示したものである。

１　旧氏が併記された者の住所変更の登記をする場合

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
５	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分５分の３ 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　） 何市何町何番地 ５分の２ 法　務　花　子
付記１号	５番登記名義人住所変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日住所移転 共有者法務太郎の住所　何市何町何番地

（注）　旧氏が併記されていない場合に住所変更の登記と併せて旧氏を併記することはできない。

2　旧氏が併記されている土地の合筆の登記をする場合

(1) 甲土地と乙土地に併記されている旧氏が同一の場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　花　子
付記１号	２番登記名義人表示変更	令和８年何月何日 第何号	原因　令和８年何月何日申出 氏名　法務花子（登記花子）

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和９年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　花　子　（　登　記　花　子　）

（合筆後の甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	合併による所有権登記	余　白	所有者　何市何町何番地 法　務　花　子　（　登　記　花　子　） 令和１０年何月何日登記

(2) 甲土地のみに旧氏が併記されている場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　）

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎

（合筆後の甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	合併による所有権登記	余　白	所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　） 令和１０年何月何日登記

(3) 乙土地のみに旧氏が併記されている場合（国土調査の成果により、甲土地に乙土地を合筆する場合の例）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	昭和何年何月何日 第何号	原因　昭和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　花　子

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
5	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　花　子　（　登　記　花　子　）

（合筆後の甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
3	合併による所有権登記	余　白	所有者　何市何町何番地 法　務　花　子　（　登　記　花　子　） 令和１０年何月何日登記

3　旧氏が併記されている土地の分筆の登記をする場合

(1) 甲土地が単有の場合（甲土地から乙土地を分筆する場合）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　）

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 所有者　何市何町何番地 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　） 順位２番の登記を転写 令和１０年何月何日受付 第何号

(2) 甲土地が共有の場合（甲土地から乙土地を分筆する場合）

（甲土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
2	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分５分の３ 法　務　太　郎 何市何町何番地 ５分の２ 法　務　花　子　（　登　記　花　子　）
付記１号	１番登記名義人表示変更	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日申出 氏名　法務太郎（登記太郎）

（乙土地）

権　利　部　（甲区）　　（所有権に関する事項）			
順位番号	登　記　の　目　的	受付年月日・受付番号	権　利　者　そ　の　他　の　事　項
1	所有権移転	令和何年何月何日 第何号	原因　令和何年何月何日売買 共有者　何市何町何番地 持分５分の３ 法　務　太　郎　（　登　記　太　郎　） 何市何町何番地 ５分の２ 法　務　花　子　（　登　記　花　子　） 順位２番の登記を転写 令和１０年何月何日受付 第何号

（注）　付記登記がある場合であっても、旧氏を併記した氏名に引き直して記録するものとする。

別記第１号（第２部第２の５関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申出人（申請人）

令和何年何月何日受付第何号登記申請事件に伴う旧氏併記の申出は、（申出の権限を有しない者の申出によるものである／不動産登記規則第１５８条の３４第１項各号に掲げる登記を申請する場合に該当しない／申請情報の内容とされた旧氏又はその提供の方法が不動産登記令又は不動産登記規則の規定により定められた方式に適合しない／申請情報の内容とされた旧氏の内容が旧氏を証する情報の内容と合致しない／旧氏を証する情報が提供されない）ため、これを却下する。

令和　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

別記第２号（第２部第３の１６関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号旧氏併記申出事件に係る旧氏併記の申出は、（申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しない／申出に係る旧氏が登記されている氏と同一である／申出に係る旧氏が既に記録されている／申出に係る旧氏が登記記録に記録されている旧氏より前に称していた旧氏である／申出の権限を有しない者の申出によるものである／旧氏併記申出情報又はその提供の方法が不動産登記規則により定められた方式に適合しない／旧氏併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しない／旧氏併記申出情報の内容が旧氏併記申出添付情報の内容と合致しない／旧氏併記申出添付情報が提供されない）ため、これを却下する。

令和　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印

別記第３号（第２部第３の２０関係）

申出に基づく職権登記完了通知

次の申出に基づく職権登記が完了したことを通知します。

申出受付年月日		
申出受付番号		
登記の目的		
不動産		

※「登記の目的」欄に表示されている内容は、「不動産」欄の最初に表示されている不動産に記録された登記の目的です。

以上

年　　月　　日

法務局　　出張所

登記官

別記第４号（第２部第４の５関係）

日記第　　号

決　　定

住所
申出人

令和何年何月何日受付第何号旧氏併記申出事件に係る旧氏併記の終了申出は、（申出に係る不動産の所在地が当該申出を受けた登記所の管轄に属しない／所有権の登記名義人の氏名に旧氏が併記されていない／申出の権限を有しない者の申出によるものである／旧氏併記申出情報又はその提供の方法が不動産登記規則により定められた方式に適合しない／旧氏併記申出情報の内容である不動産が登記記録と合致しない／旧氏併記申出添付情報が提供されない）ため、これを却下する。

令和　　年　　月　　日

法務局　　出張所
登記官　　職印